

北政所考

——中世社会における公家女性——

金井 静香

【要約】

鎌倉期以降の中世における公家女性については、平安期に比べ実態的解明が未だ不十分な状況にある。本稿では、中世における北政所(摂政・関白となった男性の正妻)への叙位およびその家政機関の実態を明らかにするとともに、摂関家における婚姻形態の変化が北政所という地位に及ぼした影響を跡づけた。これにより、鎌倉期～室町期の公家女性に関する研究の空白部分を多少とも明らかにするとともに、従来は「家」妻として評価されてきた北政所に、新たな角度から光を当てている。

摂政・関白(就任予定者を含む)の妻への叙位は、平安中期から鎌倉中期にかけては朝覲行幸などの勲賞として主に行われていたが、鎌倉中期の半ば頃からは、摂関の妻たること自体を理由として従三位に叙されるようになる。それに伴い、北政所の家政機関設置および従三位獲得は、基本的に夫の摂関就任に連動することとなった。北政所の政所始においては、政所のほか藏人所・侍所も置かれ、自身の家政機関を有する北政所は、公家社会に対しては権門に準ずる役割も果たした。そして、婚姻形態の変化に伴い嫁取儀礼によって摂関家に迎えられるようになった妻は、将来北政所となる可能性が高まった。しかし、室町期には嫁取儀礼を経ることなく摂関家の「家」妻の役割を果たす女性も出現し、北政所の定義は揺らぎを見せることになる。

以上のような北政所の実態をふまえると、中世の北政所は「家」外部にある朝廷や公家社会との関係においても、その存在意義を有していたと考えられる。

史林 九九卷一号 二〇一六年一月

はじめに

日本中世の女性に関する研究は著しい多様化を遂げている。その源流に、婚姻形態と相続制度を中心とする高群逸枝氏の女性史研究があることは言うまでもないが、二〇一〇年代の今日において女性史を振り返るとすれば、その具体的な研究テーマが何であれ、脇田晴子氏と田端泰子氏の業績に触れないわけにはいかないだろう。両氏が自身の業績を研究史上に位置づけられた文章などに依拠してその意義を述べるならば、まず脇田氏の功績の核心は、婚姻と相続を欠くべからざる要素とする「家」を女性史研究の柱とし、女性史を中世史研究の主要分野に押し上げたことにある。②そして、田端氏は、そうした「家」と女性に関する見方を脇田氏と共有した上で、女性史のもつ学際性を活かして、女性史を基軸とする新たな社会史の構築を提唱した。③

「家」と学際性、この二つは、女性史と他の研究分野とを結びつけ、多くの研究者から注目される成果を生みだしてきた。上皇の「家」における女院（后妃、未婚内親王）の存在を視野にいれて治天の君権力を論じるようになった院政研究④などは、その一例である。「家」が政治や社会、経済、文化（仏教を含む）を理解する上でも重要な要素の一つであることから、多くの種類の女性が中世のなかに見いだされ各々「家」との関係が明らかにされることは、日本中世史研究全体の進展にもつながった。その意味では、女性史は中世史のなかで良き道のりを歩むことができているのである。

しかし、それでもなお中世という時代のなかには、その立場について未検討である女性たちが数多く存在する。本稿ではそうした女性たちのなかから、北政所を取り上げて、そこにみえる中世女性の存在形態を提示したい。一般的に、北政所といえば豊臣秀吉の妻の「おね」として受け止められることが多いが、⑤本稿の主題は、従来「撰関家の正妻」と定義されてきた北政所という地位、称号である。こうした、個人ではなく概念としての北政所については、研究史上どのようなことが指摘されてきたであろうか。

これまでに北政所についての専論というべき論文・著書は、藤木邦彦^⑦、服藤早苗^⑧、後藤みち子^⑨の各氏により発表されている。このうち藤木氏の論文は、北政所という語の意味や、呼称としての始まり、家政機関職員などについて簡潔に叙述したもので、発表年代は比較的古い。北政所についての基礎的な研究である。服藤氏の著書においては、平安期の北政所に関する史料を数多く収集し、それをもとに北政所の成立過程、およびその家政機関について分析しているのであるが、注目されるのは「女性にとつて北政所の成立は、どの階層でも正妻すなわち家妻の安定的役割が開始されたことの表現である」と結論づけている点である。戦国期の北政所に関する後藤氏の著書においても、当該期に多くの摂関家で嫁取儀式を挙げた正妻が再びおかれるようになったという前提で、北政所と呼ばれていたその正妻たちの様々な役割を明らかにしている。

北政所という地位が、「夫の『家』の家妻」として解明されてきた理由は、冒頭に述べたような女性史の歩みと表裏の関係にある。そのことは理解した上で、本稿でなお北政所について検討しようとする主な理由は二つあり、その一つは、「家」の妻という側面に注目するだけで北政所の本質が解明されるのか、言い換えれば「家」妻だけが北政所を構成する要素なのか、という問題意識からである。

そして、もう一つの理由は、中世のほとんどの時期に関しては、北政所の存在形態自体まだ明らかでないためである。平安期を対象とした服藤氏の著書も、北政所として取り上げられている女性の時代的下限は藤原忠通・頼長兄弟の妻までである。つまり、平氏の台頭から鎌倉幕府成立という政治的に大きな変化が起こる直前で止まっているのであり、そこから後藤氏の扱った戦国期の直前まで、北政所については研究の空白状況が続いている。

先行研究が扱っていない平安末期～室町期までの北政所についての史料を集め概観していくと、「家」との関係だけでは説明が困難な部分も北政所のなかに見いだされてくる。本稿では、そうした部分も分析の対象とすることにより、中世公家社会のなかでの北政所の立場を明らかにするとともに、その成果をふまえて摂関家という「家」と北政所の関係につい

でも改めて検討する。

なお、北政所という語は、摂関の妻に付与される称号や地位の名称として用いられるようになる以前は、家政機関そのものを指す場合もあった。^⑩ 本稿では北政所の家政機関についても検討するが、混乱を避けるため、家政機関を指す場合には「政所」などの具体的機関名を用いるようにする。また、前述したような先行研究による北政所の定義（摂関家の正妻）では、単なる摂関家男子の正妻など、当時実際に北政所と称された妻よりも広い範囲の女性が含まれることになるため、^⑪ 本稿の主題である北政所は、基本的には夫の摂関就任（予定を含む）を前提として実際に「北政所」と称された正妻であることを付記しておく。

本稿の研究は、史料所蔵機関（宮内庁書陵部など）及び学術情報データベース（CiNii、東京大学史料編纂所公開用データベースなど）運営機関の業務の恩恵にあずかっている。ここに記して謝意を表する。

① 『高群逸枝全集』第一～六卷（理論社、一九六六年）。

② 脇田晴子「序章 中世における『家』の成立と女性の位置―母性と家政と性愛―」、同「付論―中世女性史研究の軌跡―」（以上、同『日本中世女性史の研究』、東京大学出版会、一九九二年。うち「付論―」の初出は一九九一年）。

③ 田端泰子「序章 日本中世女性史研究の歩みと課題」（同『日本中世の社会と女性』、吉川弘文館、一九九八年）、同「序章 村落史・女性史を基軸にした社会史研究へ」（同『日本中世の村落・女性・社会』、吉川弘文館、二〇一一年）。

④ 美川圭「院政」（中央公論新社、二〇〇六年）他。

⑤ おね個人についての専論としては田端泰子「北政所おね」（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）がある。

⑥ 服藤早苗『平安朝の家と女性―北政所の成立』（平凡社、一九九七

年）。

⑦ 藤本邦彦「北政所」（同『平安王朝の政治と制度』、吉川弘文館、一九九一年。初出は一九五五年）。以下、本稿で藤本氏の研究成果に言及する際には、特に断らない限りこの論文による。

⑧ 注⑥所掲服藤著書。以下、本稿で服藤氏の研究成果に言及する際には、特に断らない限りこの著書による。なお、この著書には、その前に発表された服藤早苗「平安前期の貴族の『家』と女性―北政所成立の前提と妻―」（『昭和女子大学女性文化研究所紀要』一八号、一九九六年）の内容が含まれている。

⑨ 後藤みち子「戦国を生きた公家の妻たち」（吉川弘文館、二〇〇九年）。以下、本稿で後藤氏の研究成果に言及する際には、特に断らない限りこの著書による。

⑩ 服藤氏によれば、最初に本格的に北政所と呼ばれた人物は、藤原頼

通の妻の隆姫である。また、服藤氏は、それ以前の北政所は、「公卿クラスの妻を呼ぶ『北の方』の家政機関としての『政所』とでもいうほどの意味であり、摂関の嫡妻を意味する用語ではなかった」と述べる。家政機関としての北政所の成立時期に関しては、佐藤健治「摂関家における『公的家』の基本構造」(同『中世権門の成立と家政』、吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九七年)参照。

⑪ 例えば、摂関家男子の正妻であっても、夫が摂関に就任しない場合や、逆に妻のほうで夫の摂関就任より先に死去あるいは離縁になることがある。それらの場合は、妻は原則としては北政所とは称されない。但し、時代によっては、夫の摂関就任前でも妻は北政所として遇されるが、その場合の具体的状況については以下の本論で述べる。

⑫ 中世史研究では、妻問婚・婿取婚形式の「家」が一夫多妻制(正妻が複数認められる)であったのに対し、嫁取婚形式では基本的に一夫一妻制になったとされてきた(注②所掲脇田論文)。しかし近年、近

第一章 中世女性への叙位と北政所

北政所の本質に関わる要素として、最初に検討するのは位階である。平安期の北政所に家政機関が設置されていたことから、服藤氏の研究においても、北政所の具体的検討に入る前に『律令』家令職員令とその改定内容が調べられ、五位以上から散三位の男女官人には宅司が、職事三位以上と親王・内親王に家司が、それぞれ設置される規定であったことが確認されている。しかし、服藤氏は、十一世紀中頃には臣下女性で家司設置が認められていたのは摂関家正妻のみになり、且つその家政機関は妻への叙位の如何ではなく夫が摂関になれば始められるものになっていたとして、北政所の位階についてはそれ以上踏み込んでいない。また、野口孝子氏は「摂関の妻と位階」と題する論文を発表しているが、その内容は源倫子(藤原道長の妻)への従一位授与の意義に関する個別的研究であり、これも時代は平安期に止まっている。^①

世史の方面から、室町・戦国期にはまだ一夫多妻制(「本妻」の他に、妾とは区別された「別妻」がいる)であり、一夫一妻制は近世初頭に導入されたとの見方が出されている(福田千鶴「一夫一妻制と世襲制——大名の妻の存在形態をめぐって——」、『歴史評論』七四七号、二〇一二年)。今後、妻をめぐる様々な語(正室、別妻、側室、妾など)について中世史・近世史両方面から議論が進んでいくものと思われるが、本稿では北政所にまつわる諸々の検討をふまえ、正妻は「夫たる男性の正配(正当の配偶者、嫡妻)」であることが、婚姻儀礼その他の手続きによってその男性の「家」の内外に認められた妻」と定義しておく。ちなみに、摂関家の正妻制については、梅村恵子「摂関家の正妻」(『青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九八七年)において検討が加えられている。しかし、同論文においては、対象とする時代が平安期に限られており、且つ正妻と北政所の関係については深く追究されていない。

中世において北政所に家政機関が設置されることと、彼女が叙位されることの間に何らかの関係があるのかという問題については第二章で言及するとして、北政所に位階が与えられていたことについては、服藤氏に取り上げている平安期の北政所のなかからその実例を収集しうる。本章では、中世公家女性全般への叙位の意義をふまえた上で、北政所と位階の間の相關関係、およびその相關関係の変化について考察する。

一 中世女性への叙位

女性全般と位階の関係を直接に論じた研究は、古代～近世を通じても皆無に等しいのが現状であるが、女叙位という、女性に位階を与える儀式についての先行研究は存在する。

古代の女叙位に関する岡村幸子氏の研究によれば、奈良時代中期に高位を有する女官の多くは「官人」としての性格が強かった。しかし、宝龜年間（七七〇～七八〇）までに状況は大きく変化し、上級貴族官僚の妻であるがゆえに高位があたえられるようになる。そして、正月七日の節会における恒例の叙位から、女性への叙位が押し出され、女叙位として成立したのだという。

古代の女性官僚に関して多くの論文を発表している伊集院葉子氏も、女官が自身の働きによつて位階を与えられていた奈良時代に対して、平安時代には、出仕していない女性が、高官の配偶者あるいは天皇の外祖母であることを理由に位階を与えられるようになり、平安中期になると女性の出仕を喜ばない感覚まで見られるとしている^③。このような古代の延長線上で考えるならば、中世において高い位階を与えられる女性は、上級貴族の妻であるか、天皇との血縁関係を持つていることが必須となろうが、実際にはどうだろうか。

須田亮子氏は、寛元四年～嘉元二年（一二四六～一二五〇）、すなわち後深草天皇の即位からその崩御までの間の史料にみえる女性を網羅的に集め、「歴代皇女」「歴代后妃」「主要女房」「主要女性」の四つに分類している。そのうち、「歴代

后妃」に分類された女性を概観すると、皇后・中宮や女御といった天皇の妻としての地位を与えられた女性のほかに、「某典侍」や「某局」などという女房としての呼称と位階とを合わせ持つ者も多く存在する。近侍しているうちに天皇や上皇に性交渉の相手として召された女房も、広義には天皇・上皇の妻に分類できようから、彼女たちの位階は、たしかに妻であることに對して与えられたものであることが否定できない。しかし、同時に注目したいのは「歴代后妃」とは別に区分された「主要女房」の一覧であり、このなかにも位階を持つ女性が多いのである。「主要女房」の位階は、従五位下が多い一方で、二位・三位という、后妃と並ぶ高位を持つ者も少なくない。

中世の女官に関する中原俊章氏の專論^⑤によれば、十一世紀初めより女叙位は、(1)藏人が女房と女官等の申文を取り調べ、(2)撰関の意向を確認し、(3)御給を請ける院宮申文を依頼して取りまとめる、という三つの手順をふんで進められたという。女房と女官への叙位は、男性の叙位・除目と同様、申文の提出がなされ、且つその実現には御給が用いられることもあったのである。御給が中宮や女院のものである例もある以上、^⑦少なくとも中世の女叙位には夫でない人物の力も働いていたことは確実である。

では、撰関の妻への叙位は、女房・女官への叙位とは別次元のものとして、女叙位とは別の機会に実施されていたのだろうか。その疑問については、次に挙げる『師守記』の記事が参考になる。

今日、執柄室非^(近衛道嗣)女叙位次叙^(中原師茂)上階例、被^(中略)注^(中略)進殿下^(中略)、此事昨日家君参仕之時、被^(中略)尋下^(中略)之故也、慥到来之由、以^(中略)詞有^(中略)御返事、

(中略)

昨日師茂参仕之時、被^(中略)尋下^(中略)候例、注^(中略)進別番^(中略)候、内々可有^(中略)御披露^(中略)候哉、恐惶謹言、

二月卅日

師茂状

左中弁殿^(信長朝臣)

執柄室非「女叙位次」令「叙」上階「給例」、

建長五年正月廿八日小除目次

(廣司兼平)

從三位源能子

攝政室

正安元年七月八日小除目次

從三位藤原祺子

(二条兼基)

此外朝覲行幸賞、為「毎度事」之間、不能「注進」^⑧、

貞治二年（一二六三）二月のある日、関白近衛道嗣のもとに参仕した中原師茂は、「撰関の室が、女叙位ではない機会に上階に叙された例」について質問された。自邸に戻った師茂は、早速過去の記録を調べたのであろう。翌日、結果を書状の別紙にまとめ、近衛家家司とみられる平信兼を通じて提出した。その要点は、小除目（臨時除目）により撰関室を從三位に叙した例が二つ見つかったこと、それ以外では朝覲行幸の賞として撰関室が叙された例もあるがそれは毎度のことで注進できないほど例があることの二つであった。この道嗣の質問とそれへの師茂の回答は、裏返せば、撰関室は女叙位の際に叙位されるのが基本であったこと、その他には朝覲行幸の折に勅賞として叙位されたことも多かったことを示しているのである。

実際、叙位理由として「関白室」の文字が見える女叙位聞書は、現在までに仁治三年（一二四二）^⑨と文正元年（二四六六）^⑩の二例を確認している。いずれも、「関白室」を他の数名（十数名）の女性たちと一緒に叙したもので、「関白室」以外の女性たちの尻付を概観すると、叙位理由は、院・女院などの御給によるものや、典侍や掌侍、命婦などの女官であることによるもの、陪膳采女や褰帳のように儀式で重要な役目を務めたことによるものなどがあつた^⑪。

女房・女官のなかには、同時に誰かの事実上の妻でもあるという者もあり、その「誰か」が天皇・上皇の場合もあれば、

公卿以下の廷臣のこともある。^⑫つまり、妻であることと、女房・女官として出仕することが、一人の女性のなかで併存することもあり得るのが中世の朝廷であるが、そのような女房・女官でも女叙位において叙される際は、職掌や御給のうちに、彼女が仕える天皇・上皇・女院との関係が、公的な叙位理由として表に現れた。そうした女叙位において、夫との関係を直接の理由として叙位される摂関の妻は、いささか異質な存在である。

しかしその一方で、前掲の『師守記』によれば、摂関室の叙位理由としては朝覲行幸の勸賞も珍しくなかったという。勸賞とは、功労を賞して官位を授けたり物品を与えたりすることであり、^⑬それにより叙位されるということは、摂関の妻も、ただ妻たるのみで叙位されるのではなく、功労を前提にして叙されることがあるということになる。摂関の妻であることと勸賞、この二つの要素が叙位においてどのような関係にあるのかを次に見ていく。

二 摂関の妻への叙位

貴族層個人の家政機関とその職員からなる経営体を「公的家」と名付けた佐藤健治氏は、平安期における摂関家の妻の「公的家」について検討する中で、摂関の妻が叙位されるルートとして、(1)最初五位に叙されたのち三位そして二位・一位と昇叙される場合と(2)最初から三位に直叙され昇叙される場合の二つを挙げている。^⑭初めて叙位される位階に二通りがあるのは、基本的に叙位された時点での夫の官職によるものと佐藤氏は見ている。

また佐藤氏は、平安期における摂関の妻の叙位理由として行幸の賞や中宮初入内の賞(娘が立后後初めて入内する際、その母として叙位される)が多いことを指摘しつつも、これらも彼女が摂関家という「家」の重要な構成員であるために与えられるものとする。勸賞による叙位も、摂関室あるいは大臣室であること自体が叙位理由となる場合と究極的には同質と佐藤氏は考えるのである。

佐藤氏の研究は、時代を平安期に限っており、またその主たる問題関心は摂関家全体の「公的家」の解明である。鎌倉

期以降も視野に入れ、撰関の妻に対する叙位の時代的変遷を追ったときに、果たして佐藤氏の指摘が中世の全時代に当てはまるかどうか、検討が必要である。

撰関の妻への叙位の制度的変化について考察する上で注目される史料が、宮内庁書陵部所蔵「撰関家北政所初叙品例」である。^⑮文永十年～永仁二年（一二七三～一二九四）に成立したとみられるもので、源倫子以降の撰関の妻十一名について①呼称、②氏名、③叙位年月日、④叙された位階、⑤尻付を記したものである。本史料の記載事項を整理した上で、史料には記載されていない⑥妻の父の名、⑦夫の名、⑧当該の妻が④の位階に叙された時点における夫の官職・位階を付け加えたのが「表1-1」である。

また、「撰関家北政所初叙品例」に見えない撰関の妻についても、平安後期～戦国期の史料から叙位の事例を収集し、「表1-2」を作成した。これら二つの表に基づきながら、撰関の妻が初めて叙される位階、及びその叙位理由について、次に整理する。

1. 初叙品の位階

「撰関家北政所初叙品例」においては、ほとんどの北政所には従三位の位階が記載されている。実は、二位と記載されている二人に関しても、源倫子は五位と三位を、藤原倫子（九条道家の妻）も三位を経ていることが、他の史料から判明する。^⑯また、従三位と記載された北政所のなかにも、五位を経ている者が含まれている。^⑰つまり、「撰関家北政所初叙品例」と題しながら必ずしも「初叙品」の位階を記載していないことになる。その原因としては、本史料作成者の調査不足もあるが、本史料が作成された鎌倉後期において、撰関の妻への初叙品の位階として五位はもはや想定外になっている実態があつたと考えられる。

建武五年（一二三八）、妻の藤原倫子（洞院公賢女）が従三位に叙されることとなった一条経通（当時は左大臣）は「自大臣時『有北政所礼』也」と記している。^⑱この例からも、撰関の妻には三位が伴うとの認識の存在が窺われる。撰関の妻が

【表1-1】「摂関家北政所初叙品例」に見える摂関の妻とその叙位

①呼称	②氏名	③叙位年月日	④叙された位階	⑤尻付	⑥父	⑦夫	⑧妻が④に叙された時点での夫の官職・位階
騰司殿	源倫子	寛弘3年(1006)3月4日	正二位	天皇自東三条院遷御左大臣宅賞(注4)	源雅信	藤原道長	内覧/左大臣/正二位
高倉北政所	隆姫女王(注1)	治安4年(1024)9月19日	従三位	(記載なし)	具平親王	藤原頼通	関白/左大臣/従一位
京極殿北政所	藤原麗子	承保元年(1074)6月25日	従三位	中宮母儀/中宮初入内賞(注5)	源師房(実父)/藤原信家(養父)	藤原師実	左大臣/従一位
知足院北政所	源師子	康和4年(1102)9月25日	従三位	天皇自高陽院遷宮賞(注6)	源頼房	藤原忠実	右大臣/正二位
一条殿御前	藤原全子(注2)	天永3年(1112)12月10日	従三位	去月廿五日太上皇御賀賞(注7)	藤原俊家	藤原師通	(故人)
法性寺北政所	藤原宗子	大治5年(1130)正月8日	従三位	(記載なし)	藤原宗通	藤原忠通	関白/従一位
	源信子	保元2年(1157)8月9日	従三位	(記載なし)	源国信	藤原忠通	関白/従一位
東山准后	藤原掄子(注3)	寛喜2年(1230)3月14日	従二位	中宮母儀/中宮入内賞(注8)	西園寺公経	九条道家	関白/正二位
近衛北政所	藤原仁子(注2)	嘉禎4年(1238)正月29日	従三位	摂政室	九条道家	近衛兼経	摂政/左大臣/従一位
大殿北政所	源能子	建長5年(1253)正月28日	従三位	摂政室	藤原宗保(実父)/唐橋通頼(養父)	騰司兼平	摂政/太政大臣/従一位
前関白殿北政所	藤原実子	文永7年(1270)正月13日	従三位	関白室	洞院実雄	騰司基忠	関白/従一位

(注1) 「摂関家北政所初叙品例」には記載されていない。

(注2) 「摂関家北政所初叙品例」には名のみ記載されている。

(注3) 「摂関家北政所初叙品例」には記載されていない。『尊卑分脈』は名を「掄子」とするが、本表の記載は『民経記』寛喜3年3月7日条に依拠した。

(注4) 「天皇」は一条天皇を指す。

(注5) 「中宮」は源賢子(源頼房女、藤原師実養女、白河天后)を指す。

(注6) 「天皇」は堀河天皇を指す。

(注7) 「太上皇」は白河法皇を指す。

(注8) 「中宮」は藤原尊子(九条道家女、後堀河天后)を指す。

【表1-2】「摂関家北政所初叙品例」に見えない摂関の妻とその叙位（注1）

② 氏名	③ 叙位年月日	④ 叙された位階	⑤ 叙位理由	⑥ 父（注2）	⑦ 夫	⑧ 妻が④に叙された時点での夫の官職・位階	典拠
源任子	寛治7年（1093）3月22日	正五位下	中宮（篤子内親王）、初めて大内に行啓の賞	源俊房	藤原忠実	権中納言／従二位	『後二条師通記』・『中右記』同日条。
藤原信子	永長2年（1097）10月11日	従三位	堀河天皇、初めて高陽院へ行幸の賞	藤原経輔（実父）／藤原信長（養父）	藤原師通	関白／内大臣／従一位	『中右記』同日条
平盛子	仁安2年（1167）11月18日	従三位	三宮に准ぜしむるにあたり無位だったため	平清盛	近衛基実	（故人）	『兵範記』同日条
平完子	寿永2年（1183）2月21日	従三位	安徳天皇の朝覲行幸の賞／摂政室	平清盛	近衛基通	摂政／従一位	『玉葉』・『吉記』同日条
源頼子	承元4年（1210）6月17日	従三位	現任関白（近衛家実）の母	源頼信	近衛基通	（承元2年に出家）	『猪隈関白記』同日条
藤原侃子	仁治3年（1242）4月14日	従二位	臨時／関白室	四条隆衡	二条良実	関白／左大臣／従一位	『平戸記』・『経光卿記』同日条
藤原祺子	正安元年（1299）7月8日	従三位	摂政室	九条忠教	二条兼基	摂政／従一位	『師守記』貞治2年2月30日条
藤原婉子	正和6年（1317）正月9日	従三位	関白室	西園寺公顕	二条道平	関白／従一位	『花園天皇宸記』正和6年正月9日・同年（文保元）3月4日条
藤原綸子	建武5年（1338）2月7日	従三位	一条経通郎より土御門殿への遷御の、本家賞の譲	洞院公賢	一条経通	左大臣／正二位	『玉英記抄』同日条
藤原（名不明）	貞治2年（1363）6月19日	従三位か	関白室	洞院実世（実父）／洞院実夏（養父）	近衛道嗣	関白／従一位	『後愚昧記』同日条
藤原行子	応安3年（1370）正月27日	三位	関白室	三条実継	二条師良	関白／右大臣／正二位	『後深心院関白記』同日条
源益子	文正元年（1466）4月15日	従三位	関白室	神祇伯雅兼王	二条持通	関白／従一位	『後法興院記』同月19日条
藤原嗣子	文明15年（1483）3月22日	従三位	関白室	一条兼良	鷹司政平	関白／従一位	『十輪院内府記』・『実隆公記』・『御湯殿上日記』同日条 他
（氏不明）智子	永正10年（1513）10月7日	従三位	前関白（九条尚経）の母（注3）	（不明）	九条政基	准三宮／前関白／前左大臣／従一位	『公条公記』同日条、『九条家譜』
藤原保子	永正10年（1513）10月7日	従三位	北政所	三条西実隆	九条尚経	前関白（注3）／前左大臣／正二位	『公条公記』同日条、『九条家譜』
藤原兼子	永正15年（1518）8月29日	従三位	現任関白（二条尹房）の祖母	細川教春／水無瀬季兼（猶子となる）	二条政嗣	（故人）	『宣胤卿記』同月30日条、『公卿補任』永正15年条、『口宣草』

（注1） 一人の妻が位階の上昇に伴い複数回の叙位を経験した可能性もあるが、ここでは一人の妻毎に、史料上で最初に確認できた叙位の例のみを挙げた。

（注2） 典拠欄の史料のほか、服藤早苗『平安朝の家と女性 北政所の成立』（平凡社、1997年）、後藤みち子『戦国を生きた公家の妻たち』（吉川弘文館、2009年）における人物比定も参照した。

（注3） 叙位の申請自体は、九条尚経が関白を辞任した日（永正10年10月5日）より前になされていた（『公条公記』永正10年10月7日条）。

初めて叙される位階として五位が選択肢から消えた時期を特定するのは難しいが、大臣の妻については、嘉禎元年(一二三五)頃には無位から三位に「直叙」されるのが「近例」だったことが分かっている。^④ 撰関(撰関就任が見込まれた男子を含む)の妻も同じ鎌倉中期までには、五位を経ず三位に直接叙されるのが通例になっていたと推測される。

2. 叙位の理由と契機

初叙品の位階もさることながら、「撰関家北政所初叙品例」の注目すべき点は、各北政所の尻付の記載にある。【表1-1】^⑤が示すように、寛喜二年(一二三〇)に藤原掬子が従二位に叙された事例までは、各北政所の尻付には天皇の選御や中宮の入内、法皇の賀などの賞が挙げられている。掬子が三位に叙されたのは、夫が大臣だった時のことであるため、^⑥これも勲賞によるものであった可能性がある。これに対して、嘉禎四年(一二三八)に藤原仁子(近衛兼経の妻)が従三位に叙されて以降の事例については、「撰関家北政所初叙品例」における尻付は「撰政室」もしくは「関白室」となっており、撰関の妻であることが叙位の直接の理由として挙げられている。【表1-2】^⑦所載の事例は、典拠となった史料が必ずしも聞書形式の記載ではなく尻付がすべて判明するわけではないが、この表からも、藤原儼子への仁治三年(一二四二)の従二位授与以降、すなわち鎌倉中期の途中において、直接の叙位理由が、勲賞から、撰関の妻であることへ転換していることが読み取れるのである。

この転換が起こる前と後に時期を分け、両者をさらに対比してみる。掬子以前の北政所の中には、叙位された時点で夫がまだ撰関に就任していない者が散見される。これは、叙位の直接の契機が勲賞であり、その対象となる行幸や中宮入内は夫の撰関就任前に来る場合があることを考えれば、容易に理解できる現象である。一方、撰関の妻であることを理由として叙された仁子以降の北政所は、基本的に夫が撰関に就任して以降に従三位が授与されている。夫の撰関在任期間中に、定例(正月・臨時(大嘗会など)の女叙位などの機会を捉えて叙位されるのであるが、機を失したのか夫が辞任する直前に妻が叙位されているケースも見られる。^⑧ なお、掬子以前・仁子以降を問わず、夫が出家の身あるいは故人となつてから

叙位されている妻がいるが、これらは母としての要素が叙位理由となった例であり、妻に対する叙位とは別に考える必要が^②あろう。

勸賞が直接の叙位理由となっている鎌倉中期以前も、摂関の妻であることが叙位において無意味であったわけではない。そのことは、安徳天皇朝親行幸の賞として叙位される際に「摂政室」であることを尻付として付記された平完子（近衛基通の妻）の事例が、端的に物語っている。佐古愛己氏が摂関家関連の朝親行幸勸賞を分析して明らかにしたように、院政期以降においてその勸賞の対象は摂関家の構成員たちであり、その一人として摂関の妻も叙位されているのである。^③中宮入内の賞も然りで、その対象は通常、皇后が入内までに利用した御座所の主人の妻子であるという。^④つまり、勸賞とはいえそれは摂関関係者として授与されたものであって、妻自身の直接の功績に対して与えられたのではないことを重視すれば、契機が勸賞であつても、佐藤氏のいうように、結局は妻であることに対する叙位であると見ることも可能である。

しかし、叙位の直接的事由として勸賞を必要としなくなったことは、無視できない変化であると考ええる。夫や息子（摂関、娘（后妃）を介した間接的奉仕とはいえ、鎌倉中期以前の摂関の妻は、その奉仕の功に対して位階を与えられていた。しかし、鎌倉中期を境にして、夫の摂関就任に伴い北政所と称される妻は、その北政所の地位にあることで自然に従三位を得られるようになる。この変化が起るためには、摂関家内部で北政所に対する評価が高まるだけでは不十分であり、位階を授与する天皇・院以下、貴族たちの側でも、北政所という称号を、与えるべき位階とともに認識し続けなければならぬ。言い換えれば、北政所は、鎌倉中期には三位相当の地位として、朝廷における位置を確保したのである。南北朝期に二条良基が「北のまん所、このがうは執柄家^{（号）}にても、内裏より内々のせんじ^{（宣旨）}あり」と記したのも、天皇側で内々に北政所の立場にある女性を把握していたことの反映と考えられる。

本章では、中世において位階を与えられた女性を概観した上で、平安中期以降における摂関の妻への叙位の実態について検討した。天皇・上皇・女院などに奉仕する女房・女官らと同じく摂関の妻も女叙位の対象であつたが、その直接の叙

位理由は鎌倉中期において変化しており、その変化は朝廷における北政所の地位確立と連動していることを示した。では、摂関の妻であることと三位叙品とが直接的に結び付けられるようになったのが何故鎌倉中期だったのか、という疑問が次に持ち上がってくるが、この点については、摂関家における婚姻形態の変化とも関係していると考えられ、第三章で改めて論じる。次の第二章では、本章で位階について明らかにしたことともふまえ、北政所の家政機関について検討する。

- ① 野口孝子「摂関の妻と位階―従一位源倫子を中心に―」(『女性史学』五号、一九九五年)。
- ② 岡村幸子「女叙位に関する基礎的考察」(『日本歴史』五四一号、一九九三年)。
- ③ 伊集院葉子「古代の女性官僚―女官の出世・結婚・引退」(吉川弘文館、二〇一四年)。
- ④ 須田亮子「後深草時代の女性」(京都女子大学・京都女子大学短期大学部『女子大国文』一三七号、二〇〇五年)。
- ⑤ 中原俊章「中世の女官―主殿司を中心に―」(『日本歴史』六四三号、二〇〇一年)。
- ⑥ 女官の称は、女房に対する意味と、女房も含めた広義の意味で使用される場合がある(本章注⑤所掲中原論文)。
- ⑦ 例えば、『岡屋関白記』嘉禄三年正月十七日条では、女叙位に際し、近衛兼経(当時、権大納言で中宮大夫)が中宮(藤原長子、後堀河天皇皇后)の御給の申文に「名一字」を加えている。
なお、以下の本稿(本文、注及び表)において個々の公卿の官職・位階(摂関を含む)に言及する際、その典拠は特に断らない限り「公卿補任」による。また、系図上の関係(親子、夫婦、兄弟など)に言及する際の典拠は、特に断らない限り「尊卑分脈」による。
- ⑧ 『師守記』貞治二年二月三十日条。
- ⑨ 『経光卿記』(『民経記』)仁治三年四月十四日条。このとき叙された
- ⑩ 『後法興院記』文正元年四月十九日条。
中世の女房・女官とその職掌については、本章注⑤所掲中原論文のほか、松園斉「中世女房の基礎的研究―内侍を中心に―」(愛知学院大学文学部紀要)三四号、二〇〇四年、栗山圭子「典侍試論―即位褒帳を中心に―」(総合女性史学会編『女性官僚の歴史―古代女官から現代キャリアまで』、吉川弘文館、二〇一三年)などの論稿がある。
- ⑪ 叙位された女房・女官が天皇・上皇の妃でもあるという事例については、本文中でも取り上げた須田氏の論稿(本章注④所掲論文)のなかの「歴代后妃」表を参照。また、院政期以降、院や天皇の乳母として仕える女性は、公家の男性にとつて理想の婚姻相手でもあった。後鳥羽上皇の信頼を得て同院への取次を役割とする高い地位を獲得した藤原兼子(卿二位、土御門天皇乳母)などは、その最も著名な例の一つである(田端泰子「乳母の力―歴史を支えた女たち」、吉川弘文館、二〇〇五年)。
- ⑫ 橋本義彦「勸賞」(角田文衛監修『平安時代史事典 本編』三版、

角川書店、一九九六年。

⑭ 本稿「はじめに」注⑩所掲藤論文。

⑮ 函架番号九一八九。なお、本史料の後半には、『中右記』などから、摂関の妻への叙位に関係する部分が抜粋されている。本稿で「摂関家北政所初叙品例」と表記する際には、この後半の史料引用部分は含まない。

⑯ 史料中にみえる「大殿」および「前関白殿」が、それぞれ鷹司兼平と鷹司基忠に比定できることから、本史料の成立年代は、基忠が関白を止められた文永十年（一二七三）から、兼平が死去した永仁二年（一二九四）までと推定される。

⑰ 源倫子は、長徳四年（九九八）正月に従五位上に叙され、同年十月に従三位に昇った（本章注①所掲野口論文。藤原倫子については、『玉英記抄』建武五年二月七日条にみえる「抑撰録以前室家叙三品

例、承保・建保等例是也」という記述から、建保年間（一二二一—一二三九）に三位になっていたことが判明する（建保年間に大臣に昇っていた人物で、且つ承久元年（一二一九）以降に摂関に初就任した人物は、掬子の夫九条道家のみである）。

⑱ 例えば、源師子（藤原忠実の妻）は、従五位下から従三位に昇った（『中右記』康和四年九月二十五日条）。

⑲ 『玉英記抄』建武五年二月七日条。本史料については第二章で引用し、詳しく検討する。

⑳ 嘉禎元年（一二三五）十二月、四条天皇の大嘗会女叙位が行われた際に摂政としてそれを主宰した九条道家は、四条天皇乳母として従三位に叙された右大臣西園寺実氏の室の「藤原直子」（藤原貞母の誤記か）について「雖無位直叙三品近例也」と記している（『玉葉』嘉禎元年十二月九日条）。

㉑ 本章注⑰参照。

㉒ 正月の女叙位は、平安初期からは八日に、且つ隔年で行われるのが原則となったが、平安中期以後は式日も不定となった（以上、藤木邦彦「女叙位」、「平安時代史事典 本編」、本章注⑬参照）。また、臨時の女叙位としては、大嘗会女叙位（『古事類苑』神祇部）のほか、御即位女叙位も行われた（『猪隈関白記』建久九年三月十六日条他）。

㉓ 本文中で取り上げた、近衛道嗣による中原師茂への女叙位に関する質問（本章注⑧参照）も、道嗣の関白在任中に妻（洞院実世女、洞院実夏養女）への叙位を実現するための調査だったと考えられる。結局、道嗣の妻は、質問があつてから三ヶ月余りの貞治二年六月十九日に従三位（推定）に叙され（『後愚昧記』同日条）、その八日後の六月二十七日に関白が道嗣から二条良基へ交代した（公卿補任）。

㉔ 「摂関家北政所初叙品例」にみえる藤原全子への従三位授与は、尻付が示すように「太上皇御賀賀」であつたが（表一〇一）、そもそものは息子の忠実が「摂政の母が無位の人であつたことは未だ無い」として、全子に位を与えるよう院に奏上したことから実現したものである（『殿暦』天永三年十二月十日条、『中右記』同月二日条）。

㉕ 『玉葉』寿永二年二月十一日条。

㉖ 佐古愛己「非「官方行事」における勸賞の特質—朝餽行幸を素材として—」（本章注⑨所掲佐古「平安貴族社会の秩序と昇進」）。

㉗ 佐古愛己「平安貴族社会における叙位制度の展開と特質」（本章注⑨所掲佐古「平安貴族社会の秩序と昇進」）。

㉘ 「女房官しな事」（『群書類従』第五輯）。これは、二条良基が永徳二年（一一八二）に著し足利義満に贈った故実書で（小川剛生「二条良基年譜」、同「二条良基研究」、笠間書院、二〇〇五年）、主に天皇・上皇・摂関家に仕える女性の種類や称号について記されている。

第二章 北政所の家政機関

一 中世女性の位階と家政機関

平安期の北政所に関する服藤氏の専論では、北政所の家政機関についても詳細な分析がなされている。服藤氏は、十一世紀中頃から臣下女性のなかで摂関正妻のみに政所が設置されるようになっていたと述べる。しかし、厳密に言えば、政所などの家政機関を設置される臣下女性の種類はもう一つある。天皇や上皇の妃(女御など)となる予定の女性である。本節では、こうした妃の存在も参考にしつつ、また中世女性への叙位について考察した前章の内容もふまえ、位階と家政機関設置^①との関連について検討する。

『法曹至要抄』のような法書が存在が示すように、すでに律令格式の実質的な意味は失われていた院政期においても、明法家たちは意識の上においてそれらに拘束されていた。^② そうした状況で、位階に応じた宅司や家司の設置を規定した家令職員令(前章冒頭参照)も、女性の家政機関設置に際しての指標として当該期の貴族たちに意識されていた。

例えば、長承二年(一一三三)七月、藤原勲子(泰子)の政所・侍所始の予定について藤原忠実(勲子の父)から伝えられた藤原宗忠は、「無位之人政所始、先例候歟」と述べている。^③ のちに上皇の妻としては異例の皇后にまで冊立される勲子だが、彼女の政所・侍所始を行う話が持ち上がった当時は、まだ鳥羽上皇との婚姻から数日しか経ておらず、「院之上」「院女御」などと呼ばれてはいても、叙位もされていなければ、正式に宣下された妃としての称号も持たなかった。^④ そこで先例を調べたところ、藤原寛子(藤原頼通女、後冷泉天皇后)と源(藤原)賢子(源顕房女、藤原師実養女、白河天皇后)の二人は、女御の宣旨をうけ従四位下に叙される以前に家司・職事を補されていたことが判明した。そのため、寛子と賢子が無位のときにそれぞれの家司・職事は補されていたのであろうということになり、勲子のそれらも補任されることになっ

た。位階授与後ということに拘泥しては必要な家政機関の設置ができないのも、当時の現実であった。

律令の規定は念頭にありながら、しかし院政期の実態に合わせて設置を判断しなければならないのは、摂関家男子の妻の家政機関に関しても同様であった。次に掲げる『台記』には、摂関家におけるそうした意識と現実のすり合わせの一つの結果が示されている。

④ (藤原幸子・多子)
今日補_二両三位家司以下_一、(妻三位、唯有家司而已)、先日可_レ補人、示_二右大將_一、(藤原実能)申_二宇治_一、今朝密奏_二院_一、(但妻三位、司不奏院)

⑤ (中略)
夫人補_二家司_一并始_二政所_一事、(夫)

不_レ依_二叙位前後_一、依_二先之執政前後_一、大臣之後、執政之前、補_二家司_一、執政之後、始_二政所_一也、(源麗子)如_レ然者、(延)京極北政所、永久五年十月十九日被_レ補_二家司_一、(于時)承徳元年六月廿五日叙_二從三位_一、同一年十一月始_二政所_一、(藤原宗子)殿蒙_二関白詔_一、(當時攝政室家)、元永三年二月廿三日補_二家司_一、保安二年十二月十三日始_二政所_一、(于時無位、同年二月五日攝政家蒙関白詔)、大治五年正月八日叙_二從三位_一之故也、(延)

記主の藤原頼長は、幼いときから兄藤原忠通の養子となり、長くその後継者とみなされていた人物である。康治二年(一一四三)に忠通に嫡子基実が誕生し、忠通は頼長への摂関譲渡を躊躇するようになったが、右の日記の時点(久安四年(一一四八)八月)では両者の関係はまだ決定的な断絶には至っていない。⑥ こうしたなか、頼長の妻の藤原幸子と養女藤原多子が、同月に從三位に叙されることとなった。多子への叙位は、彼女がやがて近衛天皇に入内することを前提としたもので、⑦ 右の史料の中略部分によれば、多子については家司と職事などの補任が行われた。一方、頼長は事前に、源倫子から藤原宗子(忠通の妻)に至るまでの北政所について各々が叙位された年月日とその位階を調べ、幸子については、前月の七月に從五位上に叙させ、その上でこの八月に三位に昇叙されるようにした。⑧ そして、源(藤原)麗子(藤原師実の妻)

や藤原宗子の例に基づき、摂関の夫人が政所を始めるのは夫が摂関になってからであり、夫が大臣になって以降摂関に就任するまでの間は妻には家司を補任するものだ(傍線部◎)と結論した。頼長が見たこれら過去の事例では、夫が摂関になれば、妻は位階の有無に関係なく政所を始めているし、また家司補任がなされた時期と彼女たちが従三位に叙された時とは間が空いていた。つまり、政所始はもとより位階とは無関係だが、家司補任のほうも、従三位への叙位と連動している様子がなかった。それゆえ傍線部⑥で頼長が「夫人の家司補任と政所始は、叙位の前後に依らず、(夫の)執政の前後による」としているのである。しかし、そう記した頼長自身は、幸子が三位に叙されてからまもなく彼女の家司を補任した(傍線部⑦)。

すでに本史料を検討した佐藤健治氏が指摘しているように、頼長の時代までにおける摂関の妻の家政機関設置すべてが、この「夫人補家司并始政所事」の原則に当てはまるわけではない。^⑧これはあくまで、院政期において摂関家男子の一人が過去の事例を基に導き出した解釈というべきであろう。では、何故このように叙位と家司設置が連動しないと解釈されたのかを考えると、想起されるのは当該期における摂関妻への叙位の理由である。前章で示したように、平安中期から鎌倉中期にかけての摂関妻への叙位は、主に勲賞として行われるものであり、その機会となる出来事(行幸、中宮入内など)は、直接には天皇・上皇の側に起因することであった。頼長以前において妻の家司補任と彼女への叙位が必ずしも同時に行われなかったのは、妻の家司補任が必要になる時(結婚や夫の大臣就任など)と、勲賞が行われる時とが一致するとは限らなかった当時の状況の反映だったといえる。但し、頼長の妻がそうであったように、まだ家司が補任されていないうちに叙位の機会が来れば、それは同時に家司補任の機会ともなり得た。つまり、叙位は家司補任の必要条件ではないが、家司補任の指標としては律令以来の命脈を保っていたのである。

そして、これも前章で述べたように、鎌倉中期になると、必ずしも勲賞の機を待たず、摂関の妻であるという理由で以て従三位に叙せられる摂関家男子の妻が見られるようになる。この場合、夫が摂関に就任すれば妻の政所始が行われて彼

女の家司が存在するようになり、また遠からず妻にも従三位が与えられることになるので、頼長のように位階と家司補任とが連動するか否かについて考える必要は基本的になくなる。しかし、こうした状況下でも、次の『玉英記抄』にみえるように、夫の撰関就任前に妻が従三位に叙される機会を得ることはあった。

女房叙三品、上卿左兵衛督著陣、頭中将来仰云、自左大臣亭遷御土御門殿、以本家賞讓、藤原朝臣綸子、宜令叙従三位者、上卿召内記令作位記、奏聞之後、召中務輔惟兼賜位記、惟兼并少納言平成捧行請印事、次返上於上卿云々、奏聞了、留御所、抑撰錄以前室家叙三品例、承保・建保等例是也、来廿八日可請位記也、又可補家司職事之由支度、是又保安・承保・建保之例也、自大臣時有北政所礼也、^⑩

(柳原資明)
(一条隆通)

建武三年(一二三六)十二月、『玉英記』記主である一条経通の一条室町邸に、光明天皇が行幸した。^⑪翌建武四年九月には同天皇は土御門東洞院殿へと移り、経通の邸は仮の皇居としての役目を終えることになったが、経通邸から土御門殿への遷御における本家の賞の譲により、建武五年二月に経通の妻の藤原綸子(洞院公賢女)が従三位に叙せられることとなった。この叙位の手続きに関連して経通は「夫が撰関になる以前に妻が三位に叙せられた例としては、承保の例(藤原師実妻の源麗子が承保元(延久六)年(一〇七四)に従三位に叙された)^⑫と建保の例(九条道家妻の藤原綸子が建保年間に三位に叙された)^⑬などがある」と述べている(傍線部^⑭)。当時はすでに、夫の撰関就任後に妻が従三位に叙されるのが通例となっていたために、経通はその例外(撰関就任前に妻が従三位に叙された事例)を、過去に求めたのである。また経通は、夫が撰関になる前に妻に家司などを補任した例としては、「保安(藤原忠通妻の藤原宥子が保安元(元永三)年(一一二〇)に家司を補任された)^⑮・承保・建保の例」があると述べている(傍線部^⑯)。夫が大臣になってから撰関に就任するまでの間に妻の家司が補任されるという事態も、経通の時代には稀なケースだったのだが、経通は師実の妻・道家の妻に加え忠通の妻の例を探

し出し、綸子にも三位になるこの機に家司と職事を補任することにした。そして経通は、自身が生きる時代の常識に基づき、妻自身が三位になり家司などを補任するということは、妻が北政所として遇されることを意味すると理解したのである(傍線部㉔)。

ちなみに、天皇・上皇の妃に対する家司・職事補任についても、前述の藤原勲子のときには無位か否かが焦点となっていたが、鎌倉中期の藤原嬪子(九条道家女、後堀河天皇妃、のち中宮)のときには、従三位の叙位と同日にするかそれより前にするかが問題となっている。中世においては、位階を有するすべての臣下女性が政所や家司を持つ必要はなく、貴族たちは、摂関(就任予定者を含む)の妻と、皇后・中宮になる以前の天皇・上皇の妃に関して、かつての家令職員令を念頭に置きつつ、政所等の機関設置や家司等の補任をその都度判断してきた。その結果、三位が家司補任のための重要な指標と認識されるようになったのである。

摂関家男子の妻に関しては、北政所であることに対して従三位が授与されるようになったことで、妻の家司補任が政所始に先行することは稀になり、基本的に政所始が彼女の家政機関の出発点になったと考えられる。次節では、政所始によって成立する北政所の家政機関を、より詳しく見ていきたい。

二 北政所の家政機関の構造と存在意義

前述したように、院政期の藤原頼長は、夫が摂関になれば妻は位階に関係なく政所を始めるものであると記したが、その後平氏から輩出された二人の北政所、平盛子と平完子はその実例であった。現任の関白である近衛基実と長寛二年(一一六四)四月に結婚した盛子^⑮については、同月のうちに政所始が行われ、彼女は九歳にして「北政所」と呼ばれる身になった。その盛子が従三位になったのは、夫が死去した翌年の仁安二年(一一六七)十一月、准三宮宣下を受けたときのことである。完子も、夫近衛基通の関白就任に伴い治承三年(一一七九)十二月に政所を開設され、寿永二年(一一八三)二

月、安徳天皇朝親行幸の賞として従三位に叙されている。^②

仁安二年に行われた盛子の所宛や准三宮宣下などについては『兵範記』に記録があり、それらに基づき樋口健太郎氏は盛子の家政職員の表を作成しているが、盛子の政所始そのものの記事は見つかっていない。完子については、政所始に際して家司となった人物の名前は判明するが、家司以外にどのような役職名の家政機関職員が政所始時点で存在したのかは明らかではない。

盛子や完子以降の北政所についても、政所始の事実や一部の家司の名前は分かる場合があるものの、政所始によつて成立した家政機関の全体像が分かる北政所は非常に限られる。北政所の政所始に関する史料が少ない中で、その政所始時の様子を詳細に記述して注目されるのが、次に掲げる『玉葉』文治二年六月十九日条（以下【史料A】とする）である。これは藤原兼子（藤原季行女）^③の北政所始について、夫である九条兼実が自身の日記に残した記録である。

④ 此日女房政所始、并分蔵人所・侍所等、先有北政所始事、未刻宗頼朝臣参来、申今日不審事等、晩頭家司等参集、先是図書頭^{（初茂）}在宣朝臣参入、令勘可造蔵所簡之日時、入簪付近習者覽之、見了返給、其後陰陽師退出、無可入之事、故也、北政所始者兼日間日、当日無成勘文之儀、先例也、次余召宗頼於前、仰北政所家司、昨日密、并年豫、親朝臣、及侍所別当等、昨日密、次宗頼入令旨一通於篁持来、一通下家司、余取之披見了、令見女房之後、返授宗頼了、宗頼取之退下、次家司五人列中門外、西上、光綱申次之、先申余方、於二棟廊、就寢殿南庇東面妻戸、共二拜、豫宗頼朝臣申云、可為先所御方哉、余仰、已之礼、可為先夫之上、康和知足院殿内覽之時、家司等先申、次家司相引着政所、以中門南廊、年預基親朝臣申吉書、近江国御封、先大段、以之思之、可為先家之長、況余為撰政之重位哉者、^{（藤原師実）}次家司相引着政所、以中門南廊、年預基親朝臣申吉書、近江国御封、先以職事伝覽余、々見了返給、其後基親自取之、入、就寢殿南庇東面妻戸、伝女房覽之、女房坐南面帳、台前敷置、見了返給、基親婦着政所、成返抄了、^注撰政右大臣、家北政所云々、

令旨書様、

正四位下行太皇太后宮亮兼伊豫守源朝臣季長、

大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼、

從四位下行權右中弁平朝臣基親、

正五位下守左京權大夫藤原朝臣光綱、

民部少輔從五位下兼行和泉守藤原朝臣長房、

右被_レ仰備、件等人宜_レ為_二北政所別當_一者、

文治二年六月十九日 別當大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼奉

正六位上行民部少錄安倍朝臣親行、

右可_レ為_二知家事_一、

右弁官史生從七位上 季俊、

右可_レ為_二案主_一、

被_レ仰備、件等人宜_レ行_二北政所事_一者、

年号月日署所、同前、

次職事十人許着_二藏人所_一、台盤行事訖、上野守(藤原)賴高申_二吉書_一、方上庄年貢、見了返給、成_二定器牒_一給_二諸国_一、次侍所別當三人豫成令旨、舐廻云々、

列_二中門_一、以_二職事兼時_一申事由再拜、相引着侍所、在_二北_一又行_二台盤_一、又成_二定器牒_一云々、

侍所別當、

彈正大弼高階資泰朝臣、

中務少輔源兼親、

散位藤原經泰、

① 蔵人所々司三人、

散位家職、今補、少判事基貞、本所司、

(章忠)
文生章盛尚、今補、

① 侍所司二人、

散位時輔、前大膳進重俊、已上本所司、

北政所に関する藤本氏の専論においても【史料A】は取り上げられているが、この史料に対する藤本氏の関心は、北政所の職員のほとんどが兼実の政所等の職員と共通している点にあった。本節では、主にこの【史料A】に基づき、北政所に附属する家政機関を制度的に分析するとともに、夫の家政機関との重複性にも関係する、北政所の家政機関の必要性について改めて考察する。

1. 北政所の政所始

服藤氏は平安期における北政所の家政機関は政所のみであるとしているが、【史料A】にみえる鎌倉初期の政所始の実例では、夫兼実が「蔵人所・侍所」を「分」けるという行爲も行っている(傍線部①)。具体的には、政所始以下の儀式は次のように進められている。

- (1) 陰陽師が参入し、蔵人所の簡を作るべき日時を勘申する。
- (2) 北政所の家司とそのなかの年預、及び侍所別当などを正式に仰せつける。
- (3) 家司と下家司の名前がそれぞれ記された令旨二通を、兼実と兼子が確認する。
- (4) 家司に決まった五人が中門外に列し、兼実と兼子それぞれに対して拝礼を行う。
- (5) 仮の政所である中門南廊に家司が着する。年預家司の平基親が吉書を申す。この吉書も兼実と兼子が確認する。そ

の上で基親が返抄を作成する。

(6) 職事十人ほどが藏人所に着し、「台盤行事」を行う。²⁷⁾ 職事の一人である藤原頼高が吉書を申す。「器牒」²⁸⁾を作成して諸国に給う。

(7) 侍所別当三人が中門に列し、拝礼を行う。

(8) 侍所別当が侍所に着し、ここでも「台盤」と「器牒」作成が行われる。

以上のような式次第は、基本的には近世の北政所始にまで受け継がれている。その根拠となる史料が、文政六年(一八二三)鷹司政通の関白就任に伴い行われたその妻(徳川治紀女)²⁹⁾の「北政所始之次第」(宮内庁書陵部蔵。以下「史料B」とする)である。この文政の史料に見える北政所始の次第は、細部においては「史料A」と異なる点もある。それは例えば、(3)の家司任命と(4)の拝礼の際にはそれぞれ職事の任命と拝礼も行われていることや、(7)(8)に相当するとみられる「侍始」が、名称のみ挙げられて実際には省略されていることなどである。しかし、陰陽師による造簡の日時の勘申に始まり、家司の仰付、拝礼、その後の政所や藏人所及び侍所での行事などに至るまでの一連の流れは、「史料B」にも見て取ることができる。³⁰⁾このことから、政所始によつて家司を任命すると同時に彼女の藏人所と侍所も始動させる、というのが、兼子以降の中世・近世における北政所にも引き継がれた、家政機関の立ち上げ方であったと考えられる。

摂関家男子の家政機関に関する元木泰雄氏の研究³¹⁾によれば、侍所とは、家司も含む全家政機関職員の名称、任免、出欠のすべてを把握した、いわば家政機関における主従関係の維持・統制の中心ともいべき機関であった。そして、院政期の摂関家においては侍所と藏人所の役割は同一であり、摂関に就任すると侍所を藏人所と改称して、別に侍所を置かないこともあったという。一方、佐藤健治氏³²⁾は、十世紀前半に設置されていた摂関の家政機関は、政所・北政所・侍所・厩・隨身所・膳所・雑色長(所)であり、これらに加えて十一世紀前半に設置されるようになった所の一つが藏人所であったとする。【史料A】の記主である兼実に関して言えば、摂政になった彼は、自身の家政機関には藏人所と侍所の両方を置

いている。^{②③}したがって、【史料A】の時代には、佐藤氏が指摘するように、夫である撰関家男子の家政機関自体が拡充され、蔵人所と侍所が併置されていたと考えられる。そして兼実、自分の蔵人所と侍所を北政所の政所始に際して「分」けたと考えられ、そのことから、撰関家男子の家政機関の拡充は北政所の政所始にも波及したといえよう。

【史料A】からは、そうした家政機関拡充の結果として出来上がった、鎌倉期の北政所家政機関職員の構成も読み取ることができる。政所始ののち、兼子の職事十人ほどは蔵人所に着して「台盤」を行い、侍所別当三人は侍所に着して「台盤」を行っている。且つ蔵人所と侍所それぞれに所司が存在する（傍線部◎⑩）ことから、元来は同一の存在を指していた職事と侍所別当^{②④}が、蔵人所と侍所の分置に伴いそれぞれの別の「所」の別当に分化していたと考えられる。そして、蔵人所の職事のほうの役割は、主従関係の維持等を越えて家政全般に拡大していき、その結果として【史料B】の北政所始に見られるように、職事は家司とともに政所始で一括して任命される存在となったと見通せるのである。

2. 北政所の家政機関と公家社会

前述したように、藤本氏は【史料A】に基づき、北政所の家政機関職員のほとんどが、撰政たる夫の家政機関職員の兼任であることを指摘した。こうした北政所の家政機関と撰関のそれとの重複性は、その後の服藤氏の北政所研究においても指摘されている。その背景には、「はじめに」でも述べたように、北政所研究が「家」成立史と密接に関わりながら進展してきたという経緯があると考えられる。家長としての夫と、夫に従属しつつも家内を共同統括する妻、この両者によって構成されるのが「家」であるとの認識に基づき、「家」妻である北政所が夫と一体となって撰関家を構成していることの証明が進められてきた。しかし、そのように夫と妻の一体性を重視したために、従来の研究においては、夫の家政機関と妻のそれとの区別や相違点については、ほとんど触れることができなかったといえる。

【表2】は、【史料A】にみえる兼子の家司や下家司、職事、侍所別当、蔵人所々司、侍所司について、兼実の撰政就任時（文治二年三月）から兼子の政所始頃までの間に、兼実の家政機関で務めている職名を挙げたものである。撰政であ

【表2】政所始の時点における藤原兼子の家政機関職員

氏名	政所始の時点での官職・位階	藤原兼子の家政機関における職名	九条兼実の家政機関における職名(摂政就任時～兼子の政所始頃)(注1)	典拠(注2)
源季長	太皇太后宮亮／伊予守／正四位下	家司(北政所別当)	家司	『玉葉』文治2年3月16日条
藤原宗頼	大藏卿／正四位下	家司(北政所別当)	家司／氏家司／年預	『玉葉』文治2年3月16日・同年6月20日条
平基親	権右中弁／従四位下	家司(北政所別当)／年預	家司	『玉葉』文治2年3月16日条
藤原光綱	左京権大夫／正五位下	家司(北政所別当)	家司／氏家司	『玉葉』文治2年4月17日・同月28日条
藤原長房	民部少輔／和泉守／従五位下	家司(北政所別当)	家司／厩別当／隨身所別当	『玉葉』文治2年3月16日・同月28日条
安倍親行	民部少録／正六位上	下家司(知家事)	下家司／年預	『玉葉』文治2年3月16日条
(氏不明)季俊	右弁官史生／従七位上	下家司(案主)	—	—
藤原頼高	上野守／五位	職事	氏職事	『玉葉』文治2年3月28日条
源兼時	散位	職事	職事	『玉葉』文治2年3月16日条
高階資泰	彈正大弼	侍所別当(注3)	家司／隨身所別当	『玉葉』文治2年3月16日条
源兼親	中務少輔	侍所別当(注3)	家司か	『玉葉』文治2年3月16日条
藤原経泰	散位	侍所別当	職事	『玉葉』文治2年6月20日条
(氏不明)家職	散位	藏人所々司	—	—
(氏不明)基貞	少判事	藏人所々司	所司	—
(氏不詳)盛尚	文章生	藏人所々司	—	—
(氏不明)時輔	散位	侍所司	所司	—
(氏不明)重俊	前大膳進	侍所司	所司	—

(注1) 時期の下限は、兼子の政所始の翌日までである。

(注2) 本欄には、【史料A】(『玉葉』文治2年6月19日条)以外の典拠を挙げる。

(注3) 後日、兼子の家司に補任された(『玉葉』文治2年8月6日条)。

る兼実には、政所、侍所、藏人所のほかにも隨身所、厩司などの機関があり、また氏長者としての兼実の職務に携わるとみられる氏家司、氏職事もいる。こうした大きな組織に属する者たちのなかから、兼子の家政機関職員を兼務する者が選ばれているわけであるが、選出された者は兼実の下での職名そのままに兼子の家政機関でも仕えているわけではない。特に、年預の家司にはそれぞれ別の者が指名されている点は重要と思われる。それぞれの家政の事務担当者を取って違えていたことになるからである。

また、【史料A】にみえる兼子の藏人所々司および侍所司には、「本所司」と記載された者と「今補」と記された者がある。兼実の所司だった「本所司」に対し、「今補」はそうした前歴なく兼子の所司に補された者とみられる。兼実の家政機関と兼子のそれが完全には重複していないことの証左といえる。

このように、北政所の家政機関は、全体的に概観すると、人材の多くを夫のそれに依拠していることが指摘できる一方、細部まで見た場合には、摂関のそれとは別組織として存在しているという点が浮かび上がってくる。そもそも【史料A】の傍線部⑧に見えるように、北政所の家政機関の主があくまで妻であることは、摂関自身も承知していた。それでも北政所家司の拝礼を兼子より先に自分に対して行わせるべきだと兼実が主張したのは、摂関家において兼子が、夫に従うべき妻であり、また家長の下にある「家」構成員であり、さらに摂政の如き重職にある人物ではないためであった。摂関の家政機関から北政所のそれを分立させた上で、摂関と北政所の上下関係によって前者が後者の家政機関の上にも立つという構図が、当時の摂関家に存在したのである。

しかし、両者の家政機関職員が多く重なり合っているのもまた事実である。このような実態を指して藤本氏は「北政所の設置そのものが、いかに儀礼的な形式的な性格の濃いものであったか」と述べている。また、服藤氏によって明らかにされている平安期北政所の役割とは、摂関家における祖先祭祀や節供の場において夫と並んで拝礼を受けることと、節供を行う主体となることであり、北政所の家司たちは節供を含む摂関家の年中行事の用途を調達していた。つまり、従来指

摘されてきた北政所とその家政機関の役割とは、夫やその家政機関と協力して摂関家の行事を執行することであり、そのことを考え合わせると、北政所の家政機関を取って摂関のそれから分立させることは、確かに形式的にみえる。

しかし、実は北政所は、摂関家内部の行事にのみ関与していたわけではない。そのことを示すのが、次に掲げる『花園天皇宸記』である。これは、西園寺実兼(元亨二年(一二三二)九月没)の百箇日仏事として行われた一品経供養に、花園上皇が参列した日の記述から抜粋したものである。

先^(藤原寧子)広義門院錦被物、已^(藤原鏡子)永福門院織物被物、次二条前関白室錦被物、其後綾被物廿二重、褻物二、^(藤原婉子)廣義同女院、題名僧二重一褻也、
 (中略)抑今日経有制、不^レ用^二莊嚴^一、然而広義門院御経薄綾表昏繡、軸水精、紐玉也、思外不^レ守御定、又不^レ守制、用^二羅表昏玉紐^一也、(中略)被物綾一重、女院・関白室等可^レ加^二褻物^一之由治定、而永福門院織物被物褻物、広義門院錦被物織物褻物、二条北政所錦被物等、不^レ被^レ守^二此法^一也。^⑤

花園上皇は、この仏事のために準備された経や被物・褻物のなかに、過差(奢侈)を禁じた新制などに違反するものがあるのを見て、そのことを右のように書きとめた。この記録によつて、「二条北政所」である藤原婉子(二条道平の妻)が永福門院(実兼女)や広義門院(実兼孫女)と並んでこの仏事に被物を準備していた、ということが判明するのである。婉子がこの仏事のための被物を用意したのは、彼女が実兼の孫女(西園寺公顕女)で、両女院と同様に、故人の血を引く高貴な女性であつたためと見てよい。

婉子の家政機関についての史料は現在のところ見出せないが、おそらく夫と多くの家政機関職員を共有し、それを動かして二条家における年中行事のための費用を調達していたことであろう。その婉子が、自分自身の血脈を理由として西園寺家関係の行事の費用負担も行っている事実は、北政所が摂関家外部の社会に対しても一定の役割を果たしていたこと、

そして北政所の家政機関はそうした役割のためにも用いられていたことを物語っている。婉子が永福・広義両女院と並んで費用負担者として特筆されていることをふまえると、北政所は公家社会のなかでは女院に準じる権門と見なされていたことになる。そしてその見方は、北政所が女院と同様自身の家政機関を持つ存在であるという事実裏打ちされていたと考えられるのである。

本章では、北政所の家政機関について、中世におけるその設置のしかたを概観した上で、政所始によつて成立する政所その他の機関の実態を提示した。また、摂関の家政機関と北政所のそれとの関係についても論じ、そこから摂関家内部に止まらない北政所の役割も浮かび上がってきた。次の第三章では、摂関家男子の婚姻形態の変化を追いつながら、そのなかで北政所が獲得し、あるいは失った特質について考察する。

① 以下、本稿では、政所始と家司補任を区別した上で、その両方を合わせて「家政機関の設置」と呼ぶことにする。政所を始めれば、そこには補任された家司が存在することになるが、摂関家男子の妻の場合、政所始は行わず家司補任だけで対応するという場合があるためである。具体的事例は、以下の本文中で取り上げる。

② 大山喬平「序説」(同編『中世裁許状の研究』、塙書房、二〇〇八年)。

③ 『中右記』長承二年七月五日条。後述する先例の調査結果についてもこの条に記されている。

④ 加茂明日香「高陽院泰子―『院の女御』の立后―」(『国文鶴見』三九号、二〇〇五年)は「泰子はこの日(長承三年三月二日―筆者注)まで無位であったのだから、少なくともこれ以前に女御宣旨を賜っていた可能性は無い」と論証している。

⑤ 『台記別記 婚記』(以下、『台記別記』とのみ記す) 久安四年八月十四日条。

⑥ 元木泰雄『藤原忠実』(吉川弘文館、二〇〇〇年)によれば、忠通と藤原忠実・頼長父子との関係が険悪化するのは久安四年十一月、藤原兼長(頼長息、忠通猶子)の少将昇進の遅延をめぐって両者が対立した時であった。

⑦ 多子への従三位叙品は久安四年八月九日に行われた(『台記別記』同日条)。但し、同年十二月の源師子(藤原忠実の妻)の死去によつて多子の入内の件は一時中断し、多子が入内したのは、叙位の翌々年(久安六年(一一五〇))正月であった(本章注⑥所掲元木『藤原忠実』)。

⑧ 『台記別記』久安四年七月二十日・同年八月五日・同年九月二十五日条。幸子の従五位上への叙位は久安四年七月二十日に、従三位への叙位は同年八月五日に、それぞれ行われた。なお、後日(同年九月二十五日)幸子に賜った従三位叙品の位記は、日付が八月二日となっている。幸子が無位の状態から直接三位に叙されなかったのは、頼長が源倫子(夫の藤原道長が左大臣だったときに従五位上に叙された)の

例にならったためであった。

⑨ 本稿「はじめに」注⑩所掲佐藤論文。

⑩ 『玉英記抄』 暦応元(建武五)年二月七日条。引用した箇所は、『大日本史料』第六編の四に翻刻がある。本稿ではこれを、勸修寺家旧蔵史料(京都大学総合博物館所蔵)他の写本によって校訂した。

⑪ 『続史愚抄』 建武三年十二月十日条。

⑫ 『続史愚抄』 建武四年九月二十日条、『國太暦』文和二年九月二十二日条。

⑬ 『台記別記』 久安四年七月二十日条。源麗子の従三位への叙位は、夫の関白就任の前年であった。なお、麗子は、無位であった延久五年(一〇七三)にすでに家司を補任されていた(『台記別記』同年八月十四日条)。

⑭ 第一章注⑦参照。

⑮ 『台記別記』 久安四年八月十四日条。宗子の家司補任は夫が関白となる前年であった。なお、彼女が従三位に叙されたのは大治五年(一一三〇)のことで、その時の宗子は娘の藤原聖子(當時は崇徳天皇の女御)のところにいた。聖子のいる内裏から輦車宣旨を蒙って退出する前に三位に叙されたのである。この叙位は、源麗子への従三位叙品の例などにならって行われたものであった(『中右記』同年正月八日条)。

⑯ 『玉葉』寛喜元年十月二十日条。

⑰ 『愚管抄』第五。

⑱ 『玉葉』文治二年四月十七日条に、四月に北政所始を行った先例として平盛子の例が挙げられている。

⑲ 『兵範記』 仁安二年十一月十八日条。

⑳ 『山槐記』 治承三年十二月十七日条。

㉑ 『玉葉』寿永二年二月二十一条、『吉記』同日条。

㉒ 樋口健太郎「平安末期摂関家の『家』と平氏・白川殿盛子による『家』の伝領をめぐる一考」(同「中世摂関家の家と権力」、校倉書房、二〇一一年。初出は二〇〇四年)。

㉓ 本章注⑩の史料によれば、政所始の時の家司は、平重衡、平経正、藤原光雅、藤原親雅、中原師尚の五人である。

㉔ 例えば、鎌倉中期には、一条実経の関白就任にともないその妻の北政所始が行われている(『民経記』寛元四年正月二十八日・同年二月二十八日条)。その時に任命された家司が誰であるかは不明だが、その後追加で補任された北政所家司六人の名は判明する(『葉黄記』寛元四年八月十八日条)。

㉕ 宮崎康充「九条兼実室『兼子』について」(小原仁編『玉葉』を読む―九条兼実とその時代(勉誠出版、二〇一三年)における人物比定に基づく)。

㉖ 藤原宗子(藤原忠通の妻)に侍所が設置された(『兵範記』久安五年十月二十六日条)ことについては、宗子が准三宮になったためと服藤氏は説明している。

㉗ 台盤(大盤)は饗所としての性格を示す備品であり(元木泰雄「摂関家家政機関の拡充」、同「院政期政治史研究」、思文閣出版、一九九六年。初出は一九八一・一九八四年)、『台盤行事』とは酒宴を指すものと推測される。

㉘ 「器牒」については、その具体的な内容が現在のところ不明である。なお、『史料A』は宮内庁書陵部編『圖書寮叢刊 九条家本 玉葉』(明治書院)に基づき引用したが、圖書双書刊行會編『玉葉』(名著刊行会)は、同じ箇所を「器儲」とする。

㉙ 『系図纂要』第十冊。

㉚ 函架番号柳一三九。長文のため、その翻刻や詳しい解説は別稿を期すことにする。

③① 但し、(一)の「造簡」については、【史料A】から【史料B】への間に、興味深い変化も起こっている。【史料A】では蔵人所の簡のみが作られているのに対し、【史料B】では蔵人所簡とともに台盤所簡が作られており、且つ【史料B】のほうではそれらの簡を立てる行為が、蔵人所での酒宴と吉書の間に挿入されている。台盤所が「女房の侍所」という性格を持っていたという秋山喜代子「台盤所と近臣・女房」(同「中世公家社会の空間と芸能」、山川出版社、二〇〇三年。初出は一九九三年)の指摘をふまえると、この変化は北政所と女房の間での主従制的関係を反映した可能性もあるが、この点に関する検討は今後の課題としたい。

第三章 摂関家の婚姻形態と北政所

服藤氏の北政所研究が平安後期までを対象とした理由は、前章までで触れたように、同氏の論においては「家」の成立と北政所の成立とが連動しているためと考えられる。服藤氏は、父子継承を原理とする家が萌芽し確立していく九世紀末～十一世紀末を、「家」の成立時期とみる。①その「家」に関して十二世紀以降に起こった変化は、主に平安期を扱う同氏の研究対象外となっている。自然、鎌倉期以降における北政所の変化についても追跡されずにいるものと理解される。

本章では、まず平安後期～南北朝期の摂関家における婚姻形態の変化を跡付け、その結果をふまえ、摂関家内外の人々にとつての北政所の存在意義について考察する。その上で、その意義が室町期にはどのように変化したのかについて見通すことにする。

1. 摂関家男子の婚姻

古記録にみえる婚姻の事例を博搜した高群逸枝氏は、古代～中世において、婚姻形態は妻問婚から婿取婚へ変化し、さ

③② 本章注②所掲元木論文。

③③ 本稿「はじめに」注⑩所掲佐藤論文。

③④ 『玉葉』文治二年八月六日条。

③⑤ 注②所掲元木論文。

③⑥ 注②所掲元木論文によれば、十一世紀半ばより、職事は家政全般にわたる活動を開始した。

③⑦ 『花園天皇宸記』元亨二年十二月十四日条。

③⑧ 公家新制のなかの過差禁制については、佐々木文昭「中世公武新制の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年)の第一部「公家新制の研究」を構成する諸論稿(初出は一九七九～二〇〇二年)参照。

らに嫁取婚へと変わると説明した。^② この三段階からなる変化の図式は、女性の地位に関する高群氏の基本的理解と密接に関わっている。嫁取婚により女性の地位が低下したとみるその高群氏の考え方については、脇田氏をはじめとする多くの研究者により修正が加えられてきたが、^③ 現在までの学界で婚姻形態の変化の図式そのものに大きな転換は起こっていない。公家の婚姻については、近年では辻垣晃一氏が平安後期・鎌倉後期における事例を多数収集し、それらに基づいて、鎌倉時代中期には嫁取婚が成立し一般化していたと結論している。^④

鎌倉前期・中期における摂関家男子の婚姻事例のなかには、婿取婚から嫁取婚の過渡的状況を示すものが複数ある。建久二年(一一九二)六月に行われた九条良経(九条兼実息)と一条能保女(源頼朝の姪)の婚姻では、能保と頼朝が嫁取形式での婚姻儀礼を主張したものの、兼実がそれを承諾せず、結局婿取形式で婚儀が挙行された。^⑤ これは、当時の公家社会で嫁取婚が忌避されていたことを示す事例として、よく知られている。^⑥ それから時代が下って嘉禎三年(一二三三)の近衛兼経と藤原仁子(九条道家女)の婚儀は、兼経が住んでいた近衛室町の邸宅に仁子が渡る形式で行われた。^⑦ 細部では婿取の方式を取ったとみられる点もあるが、^⑧ 女性が摂関家男子の邸宅へ居を移して結婚生活を開始していることから、摂関家においても嫁取婚を認める方向にあったことを示す事例として位置づけられている。^⑨

では、その方向性は、鎌倉後期以降の摂関家の婚姻儀礼をどのような形式に向かわせたであろうか。建長八年(一二二五)に近衛基平と藤原公相女とが結婚した際には、公相女が基平の邸に来ている。^⑩ 前述の辻垣氏は、この基平と公相女の結婚後の日常生活が近衛殿で営まれていると推測し、そのこともふまえて、嘉禎三年以降の公家社会では嫁取婚が一般化したとみている。その一方で辻垣氏は、現存している鎌倉中期以降の史料(未刊を含む)には、他に直接的な婚姻関連記事を見つけることができなかったとも述べている。そこで、南北朝期まで収集の範囲を広げると、摂関家男子の婚礼当日の様子を示す次のような史料を得ることができる。

(ママ)
園太記

貞和二年四月十六日甲子天晴、――

抑今日小女密(道嗣)通近衛大納言(ママ)事有之、亥刻被_レ送_レ車八葉、子刻出_レ門、本人唐織物合二衣、(ママ)文桐竹(ママ)繪、生單唐織物二小袖、(ママ)文藤山吹(ママ)青

黄織(花山院)白袴、上臈、(故師賢大納言女)更衣單紅袴、乘車後、車東面屏中北面車寄寄_レ之、左中将公村朝臣東帶寄_レ之、侍三人、五位一人為成、六位二人
也、番頭十三人、牛飼三人、遣手狩衣一人、水干、出車殿上人車也、(水無瀬三位具兼女、号、帥、北国東宮、名字可尋、六位下結帶劍、内侍也、故光遠朝臣女、号、左京大夫、等乗_レ之、件車目二本所送_レ之、)
其外車一両、召守賢朝臣、車母代尼上行向也、後聞、式御膳、其後台所御膳等供_レ之云々、(ママ)

これは、明応六年（一四九七）の近衛尚通と藤原維子（徳大寺実淳女）との婚姻の際、徳大寺家から近衛家に先例を提示するため写し送られてきた『園太暦』（記主は洞院公賢）の一節で、貞和二年（一三四六）の近衛道嗣と洞院実世女（公賢孫女）の婚礼の日の記録である。傍線部より、近衛家から遣わされた車に乗って、実世女が上臈女房とともに洞院家を出たことが分かる。嘉禎三年の近衛兼経と仁子の結婚の際には、迎えの車を出すのは良くない例であるとされて、兼経側から迎えを差し向けることはしなかったが、貞和二年には新郎側から車を出して新婦を迎えることも特に忌避しなくなっていたのである。

右に見たような南北朝期の婚姻儀礼は鎌倉後期を経て形作られたものであること、そして後述するような鎌倉後期における皇女降嫁の事例などもふまえると、嘉禎三年の例以降、摂関家においても嫁取婚であることを前提として、嫁迎えの手順が整えられていったと考えられる。

2. 「家」と北政所

婿取婚の時代の婚姻においては、妻は自分の実父の「家」から完全には切り離されないまま、摂関家男子と夫婦として

の関係をスタートさせた。その婚姻から一定期間を経ると妻は夫方が提供する邸宅に移る。^⑬そして夫が摂関に就任するまでその安定した夫婦関係が継続すれば、妻は北政所と称せられて、前章でも触れたように、祖先祭祀や節供などの儀式において夫と並んで拝礼を受ける存在となる。しかし、そうした一对の存在として公家社会に認知されるまでの間に、夫は別の女性の「家」にも婿取られてそちらの邸で暮らすようになり、最初に結婚した妻とは事実上の離婚となることもある。これに対して嫁取婚は、結婚当初の時点で妻は摂関家の邸宅に迎えられて、そこで一对の夫婦としての生活を開始する。このように、鎌倉中期を境とする婚姻形態の転換によって、妻が夫の「家」たる摂関家に包摂されるタイミングが変化したのである。それは、北政所を選ばれるのがどの妻なのかという点と関係してくる。

藤原忠実の婚姻を例にとると、彼の最初の妻の源任子(源俊房女)は、寛治七年(一〇九三)、中宮篤子内親王の大内行啓の勸賞として正五位下に叙されており、^⑭当時は忠実の正妻として公家社会にも認知されていたとみられる。しかし、任子との関係がまだ続いていた嘉保二年(一〇九五)、忠実は、源師子(源顕房女)との間に女子(勲子、のちの高陽院)を儲けた。^⑮この師子は、白河上皇の皇子覚法法親王を産んだ女性であり、忠実は祖母の源麗子を通して師子を白河院から譲り受けたのである。^⑯忠実が父藤原師通の死により内覧となるのは康和元年(一〇九九)のことで、^⑰康和四年(一一〇二)には師子が従三位に叙された。^⑱さらに、天仁元年(一一〇八)に師子が正三位に叙された際には彼女は「北政所」と呼ばれている。^⑲実は師通も、最初に結婚した妻との関係はやがて途絶え、新しい妻のほうが師通の北政所となったのであるが、この経緯については既に服藤氏の研究に詳しい。^⑳これら師通・忠実の婚姻が示すように、摂関家男子が実際に摂関に就任するまでに、その摂関家男子と妻の関係が自然消滅していたり、同時並行で妻が二人存在したりすることもあり得たのが、婿取婚の時代の実態であった。

無論、死別や離婚によって摂関家男子が生涯に二人の正妻を迎えることは、嫁取婚でもあり得るので、「家」妻がそのまま北政所になるとは限らないのは、嫁取婚も同様である。しかし、嫁取婚では、婚姻儀礼のその日から妻の生活の場は、

実父の「家」を離れて摂関家に移るのであり、自然消滅による離婚は難しくなる。換言すれば、婿取婚においては夫が昇進を重ねて摂関の地位へと近づいていく期間が、妻にとっても摂関家の「家」妻として安定していく期間であるのに対し、嫁取婚では結婚の時点で妻は摂関家の「家」妻としてある程度安定し、それを夫の摂関就任時までに維持もしくは強化できれば、その妻が北政所に移行するのである。

平安中期から鎌倉中期の半ばまでは、摂関の妻が勸賞を理由として位階を獲得していたのが、鎌倉中期より、摂関の妻であるという事由を以て従三位を得られるようになることを、第一章で述べた。これも、摂関予定者の妻が結婚の時点から夫側の邸宅に居住することと、無関係ではないと思われる。婿取形式で行われた婚姻関係においては、摂関の妻は婚姻の段階から摂関家に包摂されているわけではないため、天皇と太政官の側は、勸賞の機会毎にその時点での摂関家男子の妻を特定して、摂関家関係者の一人として位階を与えていた。一方、嫁取形式の婚姻形態の下では、摂関の妻として位階を与えられるであろう女性が誰かは、勸賞の機を待つまでもなくその婚姻の段階から明確であり、且つ死去もしくは離別によって摂関家の邸宅を去ることがない限り彼女が北政所であることは動かない。こうした摂関の妻の早期確定とその座の安定により、北政所と三位の位階の一体化も進んだと考えられる。

摂関家男子の婚姻に見られる変化として、もう一点注目されるのは、皇女の摂関家への降嫁が行われるようになることである。摂関の妻として北政所と呼ばれた初例とされる隆姫（藤原頼通の妻）は村上天皇の孫（具平親王女）であり、また頼通の弟の藤原教通も禊子内親王（三条天皇皇女）と結婚しているが、平安後期以降は摂関家男子への皇女降嫁は例をみなかった。これが復活したのが鎌倉後期であり、龜山上皇皇女二人がそれぞれ近衛家基と九条師教の妻になり、また後醍醐天皇皇女一人が近衛基嗣と結婚している。この三例の降嫁のうち、弘安七年（一二八四）近衛家基に嫁した龜山上皇皇女（のちの法名から、以下「遍照覚」と記す）の婚儀当日の様子が、次の通り判明する。

抑今夕内大臣殿令^レ迎^ニ新院皇女^一給、^(近衛家基)^(龜山上皇)十六、日来与^ニ按察二品御同宿云々、俄有^ニ此儀、頗希代之例也、上皇密々御^ニ幸二品第、御出立事有^ニ微覽云々、御車自^ニ内府^一被^レ進^ニ之、侍二人・殿上人一人云々、密々儀云々、^(藤原良房)忠仁公之嘉例云々、頗髣髴歟、今度時宜定有^ニ子細歟、

家基は、弘安元年(一二七八)頃までに鷹司兼平女と結婚した。^②同じ摂関家の家格内での婚姻であり、兼平女は正式な嫁取儀礼を以て家基のところに迎えられたと考えられる。さらに、家基と兼平女の間には同五年(一二八二)には近衛家平が誕生し、兼平女の「家」妻としての立場は安定していたはずのときに、^③遍照覚が家基に嫁すことになったのである。

右の記事によれば、この婚儀は急に行われたというが、龜山上皇が密かに按捺二品(龜山上皇の乳母で、遍照覚と同一人の皇女を養育させていた)^④の邸に赴いて遍照覚の近衛家への出立を見送っていること、また家基のほうから遍照覚を迎える車が差し向けられていることから、事前に龜山院と家基の間で合意した上での嫁入であったことは疑いない。その後家基は正応二年(一二八九)初めて関白に就任する。『増鏡』は兼平女・遍照覚の両方を「北政所」と記すが、一次史料でも「北政所」と呼ばれていることが確認できるのは遍照覚のほうである。^⑤

鎌倉後期を通じて、持明院統にも大覚寺統にも数多くの皇子・皇女たちが出生した。皇女に与えられた身位として、すでによく知られているのは女院号で、当該期にも皇女の女院は増加していたが、^⑥それでもすべての皇女が女院号を得られるわけではなかったことが、『本朝皇胤紹運録』を概観すると理解できる。そうした状況をふまえると、龜山上皇が皇女を摂関家へ降嫁させた背景には、皇位をめぐり持明院統との対立が続く中で摂関家を味方に取り込もうとする意図もあっただろうが、皇女たちの成人後の処遇につき選択肢を増やすというねらいもあったと考えられる。それは見方を変えれば、やがて摂関の妻として与えられるであろう北政所という立場が、皇女にふさわしいものと判断されたことを意味する。そのふさわしさとは、家格の高い摂関家の妻であることだけを指すのではないだろう。自身の家政機関を有する准権門的性

格に加え、嫁取婚の定着により「家」妻としての安定性も備わったことで、鎌倉後期に北政所は皇女の占める身位の一つとして選ばれたと考えられるのである。

換言すれば、北政所という地位は、「家」が成立した十一世紀末以降も、まだ確立の途上にあつた。鎌倉中期における摂関家男子の婚姻形態の変化は、摂関家における「家」妻としての北政所の立場を強化した。また、同じ頃の公家社会において、北政所はその座にただで従三位が付与される高貴な存在となる。摂関家の内・外両方面との関係において、平安期以降も北政所は変化と発展を続けたのである。

3. 室町期の北政所

ところで、「はじめに」で挙げた後藤氏の研究によれば、南北朝時代中ごろから室町時代にかけての摂関家では、妻は家女房（出自などが正妻の要件を満たさないために仕女という形態をとった妻）の場合が多く、嫁取儀式を挙げた正妻が再びおかれるようになるのは戦国時代であるという。この説明に基づけば、室町期は摂関家に正妻がおかれないう時代ということになるが、北政所という地位にとつては、当該期はどのような時期と考えることができるだろうか。

室町期における摂関の北政所に対する認識がうかがえる史料として、「二判問答」がある。文明十年（二四七八）成立の本書は、有職に関する二階堂政行の質問に、摂関経験者である一条兼良が答えたところをまとめたもので、次に引用するのは、北政所に関する二つの質問とそれぞれへの回答である。

（一条兼良）
一 後成恩寺殿下記曰、御当職之時、被_レ迎申_二候、必北政所ト申候歟、御職已後者、不_レ申候歟、承度候、宣下ナド候歟、

雖_レ当職以前、有_二婚姻之礼者、可_レ稱_二北政所_一候、延久・元永等例如_レ然候、近代大略撰錄之後、始儀式在_レ之、補_二家司_一供_二節供_一候、不_レ及_二宣下沙汰_一候也、

一大中納言女ヲモ北政所申候歟、必非大臣女者不可申候歟、

(近衛基実)(九条良経)

六条摂政、後京極摂政等例如然歟、於有婚姻之礼者、不實道理歟、近代不及婚礼沙汰、以一大中納言女被稱北政

所歟、不可然者乎、^⑤

ここからまず指摘できるのは、婚姻儀礼が行われた上で妻になっているかどうか、その女性を北政所と認めるための重要な判断基準であると、兼良が考えていたことである。「撰関就任前であっても婚姻儀礼を経て結婚した妻なら北政所と称することができる。延久・元永の頃の例はそうである。近ごろではだいたい夫が撰関に就任してから『始めの儀式』(政所始か)があつて、家司を補し節供を供する」と、第一の質問に対する答えとして兼良は述べる。実際には、平安後期には前述の藤原忠実の妻源任子のように、婿取婚の婚姻儀礼を経っていたとみられるのに北政所とは称せられないまま正妻の立場を事実上失った事例もあったのであるが、兼良は、嫁取婚によつて迎えられた妻が原則として北政所となる鎌倉中期以降の状況を基準として、それを婿取婚だった時代の源麗子(延久五年(一〇七三)に家司補任)や藤原宗子(元永三年(一一二〇)に家司補任)^⑥にも遡らせて当てはめ、平安後期にも婚儀を挙げていれば北政所と称し得たと解釈したのである。

室町期の撰関家男子の婚姻に関する史料は確かに少ないが、北政所の存在は室町期の史料上にもわずかながら確認できる。^⑦当該期が北政所の完全なる空白期というわけではないことと、「二判問答」にみえる前述のような兼良の回答を考え合わせると、嫁取儀礼によつて撰関家に迎えられた妻が夫の撰関就任に伴い北政所になるという原則は、室町期にも生きていたと考えられる。

しかし、同時に右の「二判問答」からは、その原則では処理できない新たな事態も撰関家に起こっていたことが読み取れる。兼良は、「然るべからざる」こととして、婚姻儀礼を挙げずに妻になった大納言・中納言の娘が北政所と称せられる当時の風潮を挙げている。これを裏返せば、室町期の撰関家男子のなかに大納言や中納言の娘を第一の妻とする者が出

てきており、且つ大納言・中納言の娘を妻とするにあたっては正式な嫁取儀礼を必ずしも行わなかったことを意味する。そして、こうした「大中納言女」を北政所相当とする見方も現れていたのである。

兼良自身が、権中納言中御門宣俊の女（東御方、小林寺殿）を事実上の妻として長年連れ添い、老年に至ってからは家女房を含む三人の女性との間にも子をもうけた人物であった。^②海老澤美基氏によれば、宣俊女は「家」の妻としての役割（金銭の出納や法事・仏事の沙汰など）を務めていたが、のちには正三位町頭郷の女（南御方）が「家」の妻の座を受け継いだ。^③室町期には、大納言・中納言の娘のみならず非参議の公卿の娘も「家」妻たり得たのである。しかし、皇女や摂関家・清華家の娘などを嫁取儀礼によって正式に迎え北政所としてきた過去の実績に照らすと、嫁取儀礼を経ず実質的に「家」妻となっている「大中納言」以下の公卿の娘は、階層的にも婚姻手続き上も、従来の北政所とは大きく異なる妻である。そうした新しい「家」妻は、正式な嫁取儀礼を経て結婚したのでない限り北政所に含まないというのが兼良の見解であったが、現実には北政所と呼ぶ人も存在していたことが、二番目の質問に対する兼良の回答からうかがえる。こうした兼良の時代の葛藤は、見方を変えれば、時代の変化に合わせて北政所の概念をどのように変えていくのかという問題でもあった。

室町期には、天皇・上皇および上級貴族（摂関家、清華家など）に充分な財力がないことから皇后・中宮は立てられなくなり、また同じく経済的事情から、未婚の皇女も女院とはならず比丘尼御所に入るようになる。^④南北朝合一から応仁・文明の乱勃発までの間（一二三九―一四六七）に女院号宣下を受けたのは四人であり、北山院（藤原康子、足利義満の妻）を除けばすべて天皇の生母である。^⑤このように女性権門が縮小されていく時代において、后妃と同じく皇女や上級貴族の娘たちのなかから輩出されていた北政所にも、その父や夫の経済状況、具体的には所有荘園減少の影響が及んだことは想像に難くない。^⑥つまり、北政所もかつての女院のように所領群を有して存立することが困難になる中で、北政所の本質を「家」妻としての役割を果たしている点に限定するかどうかで、摂関自身の判断も揺れていたと考えられる。さらに言え

ば、そうした摂関家における北政所の定義の見直しは、北政所に位階を与えてきた天皇側にも、何らかの影響を及ぼしていたであろう。南北朝期には「内裏より内々のせんじあり」とされていた北政所の地位(第一章参照)について、前掲の「二判問答」では「不及宣下沙汰候也」とされている点からもそれが窺われる。

本章では、摂関家における婚姻形態の変化が北政所の概念に及ぼした影響について考察し、さらに室町期の北政所についても検討した。嫁取婚への移行により、北政所の座には正式な婚姻儀礼により迎えた妻がそのまま就く可能性が高まり、それが従三位と北政所との直接的対応関係の成立や、「北政所とは婚姻の儀礼があつた妻である」との認識につながつたと考えられる。室町期の摂関家では、北政所は存在し続ける一方で、その定義にはさらなる変化も生じていた。当該期の摂関家には正式な婚姻儀礼を経ず事実上「家」の妻としての役割を果たす女性があらわれており、彼女たちの存在を前にして、摂関家も朝廷の側も、平安時代以来培われてきた北政所の概念に改めて向き合わざるをえなくなつていたのである。なお、後藤氏の研究によれば、戦国時代には摂関家の正妻は、摂関家から清華家、大臣家、羽林家の各家格から輩出されており、また武家の女が清華家や羽林家の猶子となつて摂関家正妻になることもあつた。さらに、近世になると、皇女が摂関家に降嫁する例も復活する。^⑤こうした戦国期以降における摂関の妻たちにとっては、北政所の称号はどのような意味を持つことになるのか。それについては、中世から近世への移行を公家社会がどのように成し遂げたかについても検討した上で、改めて考える必要がある。

- ① 服藤早苗「平安時代の氏・家と女性」(同「家成立史の研究」、校倉書房、一九九一年)。
- ② 高群逸枝「招婿婚の研究」(『高群逸枝全集』二・三巻、本稿「はじめに」注①参照。初出は一九五三年)、同「平安鎌倉室町家族の研究」(『国書刊行会』、一九八五年)。
- ③ 本稿「はじめに」注②所掲脇田論文。
- ④ 辻垣晃一「嫁取婚の成立時期について―公家の場合―」(『比較家族史研究』一五号、二〇〇一年)。
- ⑤ 『玉葉』建久二年六月二日・同月七日・同月二十五日条。
- ⑥ 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』(吉川弘文館、二〇〇〇年)にも、婚姻形態の変化を示す史料として、本章注⑤に挙げた『玉葉』の記事(六月二日・七日条)が載せられている。

⑦『玉葉』嘉禎三年正月十四日条。このなかに引用されている『高嗣記』（葉黄記）同日条も参照のこと。

⑧本章注⑦の史料によれば、兼経と同居していた父の近衛家実が婚儀に先立ち別の邸に移り、それにより空いた家屋に婚姻当日仁子が入って居所とした上で、そこに婿である兼経を迎えている。

⑨本章注④所掲辻垣論文。

⑩『深心院関白記』建長八年正月十四日条。

⑪『後法興院記』明応六年七月二十六日条。

⑫本章注⑦の史料では、迎えの車を差し向けた不快な例がある年代として、平治、永万、承安、建仁の各年号が挙げられている。具体的には、近衛基実と藤原信頼妹の婚姻（平治元年（一一五九）、近衛基実と平盛子の婚姻（永万元年（一一六五）の前年長寛二年（一一六四）、松殿基房と花山院忠雅女の婚姻（承安元年（一一七二）、九条良輔と坊門信清女との婚姻（建仁二年（一二〇二））をそれぞれ指すと見られている。各婚姻の典拠については、服藤早苗『平安時代の天皇・貴族の婚姻儀礼』（『日本歴史』七三三号、二〇〇九年）参照。

⑬高橋秀樹『日本史リブレット二〇 中世の家と性』（山川出版社、二〇〇四年）。

⑭『後二条師通記』寛治七年三月二十二日条、『中右記』同日条。

⑮元木泰雄『藤原忠実』（第二章注⑥所掲著書）所載の略年譜によれば、嘉保二年に忠実は、任子との間に男子を、師子との間に歟子を、それぞれ儲けている。任子は永長元年（一〇九六）にも女子を出産した。

⑯『今鏡』巻五「ふちなみの中」。なお、師子の生涯を跡付けた論文として、横山誠「尼北政所考」（『仏教史研究』三三三号、一九九五年）を挙げることができる。同論文において横山氏は、特に師子の出家とその後の行動に注目し、「家」尼の役割と性格について考察している。

⑰『中右記』康和四年九月二十五日条（本稿第一章注⑬参照）。

⑱『中右記』天仁元年十二月二十日条。

⑲藤原師通と藤原全子（藤原俊家女）の夫婦関係は、師通がまだ内大臣のうちに途絶え、その後関白に就任した師通の北政所となったのは藤原信子（藤原経輔女、藤原信長養女）だった。但し、師通の死後は忠実の生母として全子が摂関家親族に重んじられるようになったという。

⑳『本朝皇胤紹運録』。

㉑『本朝皇胤紹運録』。但し、後醍醐天皇皇女には「離別」との記載がある。

㉒『勘仲記』弘安七年八月十四日条。

㉓『勘仲記』弘安元年五月九日条に見える「内大臣殿女房御方」が兼平女とみられる。

㉔『増鏡』第十「老のなみ」には、遍照覚の降嫁により家基は兼平女をうとんじようになつたと記されているので、降嫁の時点で兼平女がすでに死去していたというわけではないと考えられる。

㉕『増鏡』第十「老のなみ」。

㉖『愚管記』貞治五年正月二十一日条では、元徳元年（一二三九）に没した遍照覚（『増鏡』第十五「むら時雨」）のことを「宮北政所」と称している。

㉗伴瀬明美「中世前期—天皇家の光と陰」（服藤早苗編著『歴史のなかの皇女たち』、小学館、二〇〇二年）によれば、阿統迭立期には、皇女が准母立后を経ず直に院号宣下を受けて女院となる事例が多くなる。伴瀬氏はここに、女院号の乱発傾向を見ている。

㉘永島福太郎『一条兼良』（吉川弘文館、一九五九年）。

㉙『群書類従』第二十七輯。

㉚『台記別記』久安四年八月十四日条。第二章本文に引用した部分に、

麗子と宗子の家司補任等について記されている。

③① 現在のところ確認している室町期の北政所は、次の二例である。

① 近衛忠嗣の妻(『満濟准后日記』 応永二十九年閏十月二十七日条)

② 二条持基の妻(『看聞日記』 永享六年二月七日条)

③② 注②所掲永島著書によれば、兼良と中御門宣俊女との間には、応永三十年(一四二三)、兼良二十二歳・宣俊女十九歳のときに、長男の一条教房が誕生している。宣俊女は、教房を含む子女十五人の母となり、応仁二年(一四六八)に兼良に従って奈良に疎開したが、その後奈良を離れ美濃に下向したという。彼女の他に兼良との間に子女をもうけたのは、家女房と源康俊女、町頭郷女の三人である。なお、海老澤美基氏は、宣俊女を「正妻格」(公的には正妻ではないが、実質的に正妻の役割を果たしている妻)と評している(同「中世後期の一条家の妻たち―『家』の妻、その存立基盤と継承―」、前近代女性史研究会編『家・社会・女性―古代から中世へ』、吉川弘文館、一九九七年)。

おわりに

本稿では、従来「家」との関係において評価されてきた北政所を、「家」の外部世界も含めた中世公家社会のなかに据えて、その姿に新たな方面から光を当ててきた。北政所に関してまだ論じ残した点も多いが、本稿の段階における成果をここにまとめておく。

中世女性への位階授与に際しては、古代史の方面から指摘されてきた妻という要素だけではなく、天皇や上皇、女院などに対する女房・女官としての奉仕もまた評価されていた。そうした中、平安中期から鎌倉中期にかけては、摂関の妻は主に勲賞を直接の理由として叙位されていたが、鎌倉中期から、摂関の妻であること自体が叙位の理由となり、北政所は

年)。

③③ 本章注②所掲海老澤論文。

③④ 菅原正子「中世後期―天皇家と比丘尼御所―」(『歴史のなかの皇女たち』、本章注②の参照)。

③⑤ 「女院表」(角田文衛監修『平安時代史事典 資料・索引編』三版、角川書店、一九九六年)。

③⑥ 通陽門院(藤原敏子、後小松天皇生母)、光範門院(藤原資子、称光天皇生母)、敷政門院(源幸子、後花園天皇生母)の三人である。

③⑦ 北政所の所領については今後検討したいが、例えば本稿でも言及した藤原仁子や遍照覚は、それぞれ近衛家領のうちから十ヶ所前後の所領を一期の間与えられていた(拙稿「近衛家所領目録とその後」、同

『中世公家領の研究』、思文閣出版、一九九九年。初出は一九九六年)。

③⑧ 久保貴子「近世天皇家の女性たち」(『近世の天皇・朝廷研究』二巻、二〇〇九年)。

従三位に相当する地位として朝廷に受け入れられた。

院政期において、摂関の妻や天皇・上皇の妃などの家政機関の設置は、かつての家令職員令を念頭に位階を意識しつつも、それに拘泥することなく現実にはそくして判断されていた。摂関家男子が摂関に就任する前でも、政所始をせず家司補任のみを行うというかたちで妻のための家政機関が設けられていたが、北政所たることに連動して従三位が授与されるようになると、家司補任もまた妻が従三位であることに関連づけられるようになり、北政所という地位を構成する要素の一つとなっていく。正式に北政所となつてからの政所始では、摂関の家政機関に対応し、蔵人所や侍所も設けられた。北政所の家政機関と摂関のそれとは、職員が多く重複するものの、組織上も摂関の認識の上でも別個の存在であった。家政機関を有する北政所は、摂関家外部の公家社会に対しても女院に準じた役割を果たすことがあり、そうした准権門的性格と摂関家内部での「家」妻としての性格とが、北政所のなかでは併存していたといえる。

鎌倉中期に摂関家男子の婚姻形態が婿取婚から嫁取婚へと変化したことによつて、妻が摂関家の「家」に包摂される時期は早まり、嫁取の婚姻儀礼を経て摂関家に迎えられた妻は、北政所として安定することとなった。鎌倉後期には摂関家への皇女降嫁も行われ、北政所の高貴性はより強まった。しかし、北政所が准権門として存立することが難しくなった室町期においては、「家」の妻としての役割は、大納言以下の公卿の女が正式な婚姻儀礼を経ずして務めることもあるようになり、そのように従来の北政所とは階層や手続き面で異なる妻を北政所に含めるかどうかは判断が分かれるところとなった。北政所の定義はここにまた揺らぎをみせ、近世に向けてさらに変化していくこととなったのである。

「はじめに」でも述べたように、女性史や家族史の研究は、中世における女性と「家」との関係性を明らかにしてきた。特に、女性が「家」の妻になることの意義は、北政所に関する先行研究を含めて多くの論文において指摘されてきたところである。「家」の妻となり主婦権^①を行使することによつて、女性はその能力を発揮する。そうした構図を明確に提示したことは、女性史・家族史研究の重要な成果である。しかし、中世女性を理解するための基本概念として、このように

「家」が突出した存在になったために、夫の「家」との関係だけでは説明できない女性の動向は看過されがちであった、ともいえる。

中世の女性について考察するための着眼点として「家」ほど重要なものはない、という見方もあろう。しかし、位階によつて北政所は天皇を頂点とする朝廷序列の中に位置づけられ、また家政機関は北政所を権門に準ずる存在たらしめた。室町期の摂関家において「家」妻の役割を果たしていた大・中納言の娘が必ずしも北政所と呼ばれなかった事実は、逆に、北政所を「家」妻としてのみ論じることが不可能であることを、端的に示している。本稿の成果を見る限り、北政所は、朝廷や公家社会とのつながりにおいても存在意義を有しており、それは「家」の妻としての検討からだけでは見えてこない部分でもある。

そして、様々な角度からの検討を必要としているのは、北政所に限らない。例えば、天皇・上皇の妃や公家の妻の中に、女房として務める者たちがいたように^②、自身の中に複数の立場を合わせ持つている女性は、公家社会には他にも数多く存在した。このような状況を考えると、様々な種類の女性を複合的視野において検討することで、中世女性の新たな側面を明らかにできる可能性もあると思われる。北政所についてのさらなる検討も含め、今後の課題としたい。

① 公家層の「家」妻の主婦権に関する専論としては、後藤みち子「家業と『主婦権』——三条西家の場合——」(同『中世公家の家と女性』、吉

川弘文館、二〇〇二年。初出は一九九三年)がある。
② 本稿第一章注②参照。

Kitanomandokoro: A Study of Noblewomen in Medieval Society

by

KANAI Shizuka

Kitanomandokoro (北政所) was the title given to wives of regents (*sesshō* 摂政) and chancellors (*kanpaku* 関白). Previous Studies have pointed out that *kitanomandokoro* played key roles in their husbands' households (*ie* 家). In this paper, the author approaches the medieval *kitanomandokoro* from different perspectives. Almost no serious studies have yet been undertaken on the *kitanomandokoro* from the end of the Heian period to the Muromachi period. Filling that historical blank and increasing the number of studies on medieval noblewomen are also purposes of this paper.

Women who could have court ranks in medieval noble society were consorts of emperors, court ladies, wives of courtiers, and so on. Medieval emperors conferred court ranks on them at the *onna-joi* (女叙位), an investiture for women, and on other opportunities. From the mid-Heian to the mid-Kamakura period, lawful wives of regents and chancellors (*sekkan* 摂関) had been granted ranks as *kenjō* (勸賞), a reward for service to an emperor's family. A wife of the *sekkan* served the imperial family indirectly and could be the recipient of *kenjō* when her husband did them a service that merited it. From the middle of the mid-Kamakura period, however, the *kitanomandokoro* were able to receive at least the Junior Grade of the Third Court Rank (*jusanmi* 從三位) simply for being the wife of the *sekkan*. This indicates that emperors, ex-emperors and court nobles recognized *kitanomandokoro* as a title worthy of such rank.

A *kitanomandokoro* was able to have her own household management organization. In the mid-and-late-Heian period, setting up such an organization was not necessarily related to her acquisition of court rank, although her husband's assumption of office as *sekkan* provided the opportunity to begin her *mandokoro* (政所), an administrative headquarters for household management. After *jusanmi* rank became one of the characteristics of a *kitanomandokoro*, the rank became associated with appointment of her *keishi* (家司), who were the main staff of the *mandokoro*. At her *mandokoro-hajime* (政所始), a ceremony marking the beginning of

household management organization, a *kuroudodokoro* (藏人所) and *samuraidokoro* (侍所) were established with the *mandokoro*. Most of the staffing in these offices was occupied by those who served her husband, but this fact does not mean her household management organization existed only for her husband's *ie*. The author thinks the organization also operated for other noble groups because she played her own role in noble society.

In the early-and-mid-Kamakura period, the marriage style for the sons of the *sekkon* was changing from *mukotorikon* (婿取婚) to *yometorikon* (嫁取婚). *Mukotorikon* was the style in which a bridegroom started his marriage by visiting the bride's dwelling, and *yometorikon* style in which a bride came to the bridegroom's house on their wedding day. From the mid-Kamakura period, the procedures for a *yometorikon* wedding were arranged by *sekkon* families. *Yometorikon* weddings gave the bride of the son of a *sekkon* a strong possibility of becoming *kitanomandokoro*, because she could lead a settled life in a *sekkon* family's residence from the beginning of marriage. In the late-Kamakura period, the ex-emperor Kameyama married his two daughters to the sons of *sekkon*. That means *kitanomandokoro* was considered a suitable title for imperial princesses. In the Muromachi period, wives of *sekkon* who married in formal wedding ceremonies could be called *kitanomandokoro*. In the same period, however, some sons of *sekkon* did not go through the due formalities of a wedding to marry daughters of *dainagon* (大納言) and *chūnagon* (中納言), who were both court nobles of lower status compared to the fathers of many of the previous *kitanomandokoro*. Those daughters who became actual wives of *sekkon* without official ceremonies were not necessarily called *kitanomandokoro*, even if they performed the task as wives in the *ie*. The presence of this new type of wife of *sekkon* made the concept of *kitanomandokoro* ambiguous.

This paper as a whole makes it clear that medieval *kitanomandokoro* had the significance not only in the *ie* of a *sekkon* but also in noble society, which was constituted of courtiers ministrant to the emperors.